

第 29 回
公益社団法人 奈良県理学療法士協会
定期総会資料

開催日時：令和4年6月18日(土)

受付 午後2時30分

開会 午後3時00分

開催場所：奈良県社会福祉総合センター 研修室A

公益社団法人 奈良県理学療法士協会 事務所



〒639-0226 奈良県香芝市五位堂三丁目 599-2

ホワイトタウン 301 号室

TEL/FAX 0745-78-2280

開催場所：奈良県社会福祉総合センター

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町 320 番 11

TEL：0744-29-0111 FAX：0744-23-3339

案内図



第 29 回

公益社団法人 奈良県理学療法士協会

定期総会次第

開催日時：令和 4 年 6 月 1 8 日(土) 受付 午後 2 時 3 0 分
開会 午後 3 時 0 0 分
開催場所：奈良県社会福祉総合センター 研修室 A
司 会：事務局長 和田 善行

議事次第

1. 定足数確認 : 事務局長 和田 善行
2. 開会宣言 : 事務局長 和田 善行
3. 会長挨拶 : 会 長 増田 崇
4. 議長団選出
5. 議 事
 - 第 1 号議案
令和 3 度事業・決算及び監査報告の承認に関する件
 - 第 2 号議案
令和 4 度事業計画・予算案の報告に関する件
 - 第 3 号議案
役員に対する報酬及び費用に関する規程変更に関する件
 - 第 4 号議案
シニア会員制度の導入に関する件
6. 閉会宣言

第1号議案

令和3年度事業・決算及び

監査報告の承認に関する件

会長 増田 崇

総括報告

2021年度も前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症に対応しながらの活動となりました。2020年度中に多くの事業がリモート開催などの形で実施できるようになっていたため、年度当初からリモートを中心とした活動となりました。一部の対面が必須の事業は中止を余儀なくされたが、概ね事業計画通りの活動が実施されたと感じています。財政面では2020年度に多くの事業が中止になった影響で公益目的事業会計に繰り越しが生じましたが、21年度は事業にかかる会員の参加費を原則無料とすることで会員に還元しました。

2021年度からの取り組みとして、奈良県作業療法士協会と奈良県言語聴覚士協会と申し合わせ、研修会における参加費を相互に会員としての価格で参加できるようになりました。結果、会員の自己研鑽の機会を増やすことにつながっていると考えています。

また、年度後半には田原本町と日本美容創生社との協定を締結し美容院におけるボディケアに関する知識、技術を理学療法士が提供する基盤を整備しました。協定の締結式は複数のサイトでプレスリリースされています。今後の職域拡大につながることを期待しています。

事務局：総務部は例年通りの事業を実施しました。公益法人立ち入り調査では「指摘事項なし」となり、本会の事業運営が法令を遵守し、適正に行われていることが認められました。会員管理部は例年通りの事業に加え新会員管理システムに備えた移行準備を実施しました。財務部は収支状況が大きく変動する中、適正に管理を実施していました。福利厚生部はほぼすべての事業が中止となりました。

社会局：医療保険部、介護保険部、社会福祉部はほぼ例年通りの事業を実施しました。理学療法啓発部はフェスタの中止にともない、理学療法週間に新聞折り込みチラシの配布を実施しました。

学術局：生涯学習部は2022年度から開始となる新生涯学習システムの理解や普及啓発に力を入れて取り組みました。複雑なシステムとなっていますが、会員諸氏のレベルアップのため、積極的に理解、活用いただくことを期待します。研修部は例年通りの事業を実施。学術誌部は奈良理学療法学の電子版化を行いました。電子版化することでより多くの方々の目に触れることを期待します。

広報局：会誌部は例年通り会誌の発行を行いました。ホームページ管理部はお知らせメ

ールなど多くの情報の発信を行いました。

各種委員会：30回奈良学会はリモート開催で盛況のうちに修了することができました。31回学会も鋭意準備中です。表彰審査委員会は新会員管理システムに登録する表彰関連の会員情報整理を実施しました。新人研修委員会は例年通りの事業を実施しています。専門領域委員会、ブロック活動推進委員会も例年通りの活動を実施、選挙管理委員会は役員改選の手続きなどを行いました。スポーツメディカルサポート委員会は例年の事業に加えオリンピック、パラリンピックの選手サポート事業に日本理学療法士協会と協働で参加しました。地域包括ケアシステム推進委員会、政策委員会、学校保健・特別支援担当委員会、災害対策委員会、管理者ネットワーク推進委員会は概ね例年通りの事業を実施しています。臨床実習指導者委員会は臨床実習指導者養成に向けて研修実施主体となる協議会との連携、協働に努めました。また、疾患別の政策や事業に参画する目的で新たに糖尿病と循環器疾患に対する委員会を創設しています。今後の行政との協働や啓発の役割を担うことになると思います。

あらためて振り返ると2021年度はコロナ禍に翻弄されながらも多くの新たな試みや事業の見直しなどが行われていたことを実感します。部長・委員長をはじめ部員・委員・事務員など、本会の運営に携わっていただいているすべての方々に深謝いたします。1年間ありがとうございました。

会長会務

月/日/曜	用務	会場（場所）
2021年		
4/3/土	日本理学療法士協会 理事会 傍聴	Web
4/4/日	日理協 組織運営協議会（拡大）	Web
4/10/土	第1回理事会	事務所 Web
4/21/水	小川かつみ氏 講演会参加	Web
4/23/金	表彰審査委員会	Web
5/1/土	JRAT 発足 調印式	Web
5/11/火	調整会議	Web
5/13/木	管理者研修会 挨拶	Web
5/22/土	第1回役員会	Web
5/27/木	新人研修委員会	Web
6/5/土	日理協 総会	Web
6/10/木	財務部会議	かしの木園

	12	土	近畿ブロック役員会	Web
	16	水	医療マネジメント学会奈良支部会	Web
	19	土	災害研修 参加	Web
	20	日	第28回定期総会	産業会館
			第2回理事会(拡大)	産業会館
	22	火	管理者ネットワーク委員会	Web
	26	土	呼吸器コース運営 講師	事務所 (Web)
7	3	土	リハ3団体役員会	Web
	12	月	呼吸講習会打合せ	Web
	18	日	新プロ講師	事務所 (Web)
	27	火	P T連盟近畿ブロック会議	Web
	29	木	新人研修委員会	Web
	30	金	高市早苗氏支援団体緊急会議	ホテル日航なら
8	7	土	第3回理事会	事務所 (Web)
	18	水	日理協 臨時士会長会議	Web
	21	土	奈良学会 配信会場に参加	畿央大学
	23	月	訪問コース 打ち合せ	Web
	25	水	小川かつみ氏 講演会参加	Web
	31	火	調整会議	Web
9	6	月	ブロック活動委員会	Web
	11	土	第2回役員会	Web
	13	月	指定管理者研修 講師	Web
	24	金	日理協 士会事務支援事業会議	Web
10	1	金	日理協 表彰審査委員会	Web
	8	金	日理協 士会支援事業(三重県士会)	Web
	9	土	日理協 組織運営委員会	Web
			日理協 半田会長と田野瀬太道氏事務所訪問	橿原市
	12	火	調整会議	Web
	14	木	日本理学療法士連盟 私勉強会参加	Web
	19	火	管理者ネットワーク委員会	Web
	23	土	第4回理事会	事務所 (Web)
	28	木	新人研修委員会	Web
	30	土	日理協士会支援事業(和歌山県士会)	Web
11	2	金	訪問コース 打ち合わせ	事務所
	7	日	日理協 士会支援事業(岐阜県士会)	Web
	19	金	奈良県公益法人立ち入り調査	事務所

	24	水	調整会議	Web
	28	日	日理協 士会支援事業（富山県士会）	Web
12	4	土	第3回役員会（日理協 役員傍聴）	Web
	5	日	リスク管理コース 講師及び運営	事務所
	6	月	日本連盟会議（衆院選振り返り）	Web
	11	土	地域リハコース 運営及び講師	事務所
	17	金	日理協 士会支援事業（宮崎県士会）	Web
	18	土	吸引講習会 運営及び講師	畿央大学
	19	日	循環器コース 講師及び運営	Web
	23	木	医療推進協議会 役員会	奈良県医師会館
1	11	火	斉藤協会長との勉強会	Web
			調整会議	Web
	17	月	日理協 士会支援事業（富山県士会）	Web
	19	水	財務部会議	事務所
	23	日	第5回理事会（拡大）	事務所（Web）
2	5	土	リハ3団体役員会	Web
	15	火	調整会議	事務所
			財務部会議	事務所
	17	木	田原本町美容室での事業協定に関する会議	Web
	21	月	医療マネジメント学会 奈良支部会議	Web
	22	火	生涯学習説明会 参加	Web
	26	土	第6回理事会	事務所（Web）
			小川かつみ氏 決起を誓う会	Web
3	5	土	近畿ブロック役員会	Web
	8	火	日理協表彰委員会 事前打ち合わせ	Web
	10	木	日理協 表彰委員会	Web
	12	土	日理協 士会支援事業会議	東京六本木
	15	火	調整会議	Web
	17	木	奈良 JRAT 総会	Web
	24	木	田原本との事業協定 調印式	Web
	26	土	第7回理事会	事務所（Web）

事業報告(各局・部・委員会)

事務局

局長 和田 善行

総務部 (管理・公益)

部長 廣池 裕美

1. 会議 4回開催
2. 管理
 - 1) 定款・定款細則および諸規定の運営
 - 2) 本会の登記に関する手続き
 - 3) 公文書・報告書などの発送・受領およびその管理
 - 4) 本会および関係業種の刊行物の受領
 - 5) 理事会・運営管理・議事録保管
 - 6) 総会等、本会会議の開催および議事録の作成・保管
 - 7) 奈良県への法人活動報告
 - 8) 備品および物品の管理
 - 9) 事務所・事務員の管理
- 10) 公印管理
 - 11) 窓口業務
 - 12) 「医療マネジメント学会」「なら介護の日」への運営協力
3. 公益
 - 1) 公文書・報告書などの発送・受領およびその管理
4. 公益法人立ち入り調査
 - ・日時：2021年11月19日(金) 10時～14時30分
 - ・場所：奈良県理学療法士協会事務所
 - ・出席者：増田、和田、山本税理士、中川、廣池、四方、事務員2名
 - ・事業、会計、議事録など確認される。特に指摘事項なし。次回は3年後の2024年度の予定。

会員管理部（他1・管理）

部長 吉田 陽亮

1. 会員管理事業
2. 会員名簿作成・管理事業
3. 挨拶状送付事業
4. 郵送事業（3件）
5. 慶弔に関する事業
6. その他

区分	人 数
新入会員	100
県内異動	62
転入会員	60
転出会員	61
休会(新規)	43
休会(継続)	148
復会	14
退会	19
改姓	25

財務部（管理）

部長 中川 勝利

- 会議 9回開催
1. 財産・会計業務
 2. 予算・決算業務
 3. 会費徴収業務
 4. 資産管理業務

福利厚生部（他1）

部長 細川 彰子

1. 会議開催0回
2. 福利厚生部事業
 - 1) 新入会員歓迎会 : 中止
 - 2) マラソン大会参加（飛鳥 RUN×2 リレーマラソン）: 不参加
 - 3) 新年会 : 中止
 - 4) ボウリング大会（OT 士会、ST 士会合同）: 中止
 - 5) 傷害保険管理

社 会 局

局長 西田 宗幹

医療保険部（公1）

部長 中村 洋貴

1. 部会の開催 2回
 2. 情報収集 1件
 3. 日本理学療法士協会との連絡 0件
 4. 医療保険に関する情報提供（問い合わせ） 2件
 - ・地域包括ケア病棟において廃用症候群のコメント、目標設定支援管理料の算定は必要か。→疾患別リハビリテーション料で算定している場合は必要ではないか、もしくは日本理学療法士協会にも問い合わせしてみるのもありではないかと回答
 - ・2022年度 診療報酬改定について、標準的算定日数超えで疾患別リハビリテーション料を算定する場合、FIM の測定が必要になるとのことだが、全例必要か？何か詳細な情報がないかとの問合せあり
- 3月末時点では、診療報酬改定に関する答申が出ており、また施設基準における関係法令等が出ているのでそれを参考にさせていただくように回答

介護保険部（公1）

部長 浦上 貴仁

1. 部会4回開催
2. 情報交換会・研修会の開催
 - 1) 第12回奈良県訪問リハビリテーション実務者研修会
「地域リハビリテーション専門職の在り方とその活用を考える」
～軽度・要支援者へのリハビリテーション ICFでの再考～
日 時：2021年11月27日（土） 13時00分～17時00分
会 場：ZOOMでのweb形式
＜第1部＞
13:00～13:30 講演
「軽度・要支援者へのリハビリテーションを取り巻く状況」
講 師：前岡 伸吾（天理よろづ相談所病院 白川分院 作業療法士）
13:40～14:10 訪問リハビリによる支援の事例紹介
講 師：永井 謙次（介護老人保健施設鴻池荘訪問リハビリ 理学療法士）
谷村 卓俊（訪問看護ステーションるーく 作業療法士）
＜第2部＞
14:20～17:00 グループワーク
「ICF(国際生活機能分類)で事例を整理&活用してみませんか？」
ファシリテーター：西田 宗幹（秋津鴻池病院 理学療法士）
谷村 賢司（宇陀訪問看護ステーション 作業療法士）

日浦 知則 (田北病院 言語聴覚士)
堀田 修秀 (介護老人保健施設鴻池荘 理学療法士)
中田 慎吾 (ユーター訪問看護ステーション 作業療法士)
山口 史哲 (平成まほろば病院 作業療法士)
堀 義範 (訪問看護ステーションかしの木 理学療法士)

参加人数：23名 (会員15名、会員外8名)

2) 情報交換会

「令和3年度介護報酬改定についての情報交換会」

日時：2021年9月15日(水) 19時00分～20時30分

会場：ZOOMにて開催

講師：浦上 貴仁 (きよ女性クリニック 理学療法士)

参加人数：11名 (会員11名、会員外0名)

社会福祉部 (公1)

部長 高島 正治

1. 社会福祉制度に関する情報収集と情報提供
2022年度への継続課題とし、引き続き情報の収集を行い、理学療法業務に大きく関わる情報、ニュースが確認できれば、配信メール等で周知を行っていくこととする。
2. 部会開催なし
メールでの情報共有のみとした。

理学療法啓発部 (公1)

部長 田中 満勝

1. 部会開催回数 2回
2. 新聞広告掲載作業の管理・運営
→掲載依頼件数 9件
3. 第6回理学療法フェスタ
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止。
フェスタの代わりとして、理学療法の日(7月17日)を周知して頂く目的でチラシを作成し、院所及び新聞折込み(奈良県全域：朝日新聞)にて配布実施。
4. 第10回なら理学療法川柳
開催期間：2021年9月20日～2021年9月30日
応募総数：193句 (入選作品を協会HPに公開)

学 術 局

局長 田平 一行

生涯学習部（公1）

部長 中村 潤二

1. 部会の開催 2回

2. 新人教育プログラムセミナーの開催

1) 第1回新人教育プログラムセミナー

日時：2021年7月18日（日）8:55～16:30

場所：Web（運営：奈良県理学療法士協会事務所）

テーマ・講師：『協会組織と生涯学習システム』

増田 崇（奈良県総合医療センター）

『理学療法における関連法規（労働法を含む）』

河村 隆史（リハビリあ・える田原本）

『人間関係および接遇（労働衛生を含む）』

中原 彩希（西大和リハビリテーション病院）

『クリニカルリーズニング』

鶴田 佳世（奈良県立医科大学附属病院）

『症例報告・発表の仕方』

後藤 悠太（西大和リハビリテーション病院）

『リスクマネジメント（安全管理と感染予防を含む）』

中村 潤二（西大和リハビリテーション病院）

参加人数：25名（会員25名、会員外0名）

2) 第2回新人教育プログラムセミナー

日時：2021年10月3日（日）8:55～15:20

場所：Web（運営：奈良県理学療法士協会事務所）

テーマ・講師：『生涯学習と理学療法の専門領域』

田平 一行（畿央大学）

『理学療法と倫理』

北村 哲郎（奈良県立医科大学附属病院）

『臨床実習指導方法論』

滝本 幸治（奈良学園大学）

『一次救命処置と基本処置』

藤田 晃平（西大和リハビリテーション病院）

『理学療法の研究方法論（EBPT含む）』

尾川 達也（西大和リハビリテーション病院）

参加人数：16名（会員16名、会員外0名）

3. 日本理学療法士協会への研修会登録の申請管理

4. 新生涯学習制度説明会

日時：2022年2月22日（火）19:00～20:30

場所：Web

テーマ・講師：『新生涯学習制度について』

白石 浩（公益社団法人 日本理学療法士協会）

参加人数：72名（会員72名、会員外0名）

研修部 (公1)

部長 岩佐 精志

1. 部会9回開催(リモート、対面)
2. 研修会、講習会の開催
 - 1) エビデンスに基づく脳卒中理学療法評価と治療
開催日時:2021年8月29日(日) 9:00 ~ 16:20
開催方法:リモート開催
参加者数:54名(会員54名 会員外0名)
講師:松尾 篤 (畿央大学)
徳久 謙太郎 (医療法人友誼会 友誼会総合病院)
中村 潤二 (医療法人友誼会 西大和リハビリテーション病院)
辻本 直秀 (医療法人友誼会 西大和リハビリテーション病院)
 - 2) 第1回研修会『地域理学療法学のエビデンス-ガイドラインの紹介と活用-』
開催日時:2021年10月30日(土) 9:00 ~ 12:30
開催方法:リモート開催
参加者数:48名(会員48名 会員外0名)
講師:岡前 暁生 (兵庫医科大学ささやま医療センター)
松本 大輔 (畿央大学)
 - 3) 理学療法士講習会基礎(技術)『吸引の基本と実際(人工呼吸器を用いて)』
開催日時:2021年12月18日(土) 9:00 ~ 16:30
開催方法:リモートと対面のハイブリッド開催
参加者数:28名(会員28名 会員外0名)
講師:田平 一行 (畿央大学)
増田 崇 (奈良県総合医療センター)
山科 吉弘 (藍野大学)
赤壁 知哉 (大和大学)
チューター:吉田 浩実 (奈良県総合医療センター)
井上 裕水 (松原徳洲会病院)
酒井 直樹 (おかたに病院)
坂本 雅尚 (平成記念病院)

学術誌部 (公1)

部長 徳田 光紀

1. 学術誌部 部会 会議 4回
論文投稿状況, 査読結果, 掲載論文の編集, 校閲作業
奈良理学療法学の電子版化について
2. 学術誌の発刊(今回から雑誌は廃版とし電子化版へ変更した)
雑誌名:「奈良理学療法学」(9)2022年3月28日発行予定
 - 1) 投稿論文の査読
 - 2) 論文, 記事, 学会抄録等の編集作業
 - 3) JSTAGE 掲載手続き作業

広 報 局

局長 松村 明子

会誌部 (公1)

部長 半田 学良

1. 部会開催 4回開催
2. (公社) 奈良県理学療法士協会会誌第26号発行
3. (公社) 奈良県理学療法士協会会誌第27号編集・発行

ホームページ管理部 (公1・管理)

部長 赤松 眞吾

1. 奈良県理学療法士会ホームページ更新(令和3年4月1日～令和4年3月31日現在)
 - 1) 学会・研修会 総数105件
 - 2) お知らせ 総数61件
 - 3) 登録アドレス総数(現時点) 総数1164件(配信停止アドレス数167含まず)
 - 4) お知らせメール配信 総数79件
 - 5) 各部報告、総会資料・議事録、理事会議事録掲載 総数11件
 - 6) 求人広告 総数4件
 - 7) 関連学会・研修会登録 総数45件
2. 奈良県理学療法士協会 ホームページシステム修正
 - 1) ホームページリニューアル

各委員会

第30回奈良県理学療法士学会準備委員会（公1）

学 会 長 細川 彰子
準備委員長 吉田 陽亮

1. 委員会の開催 5回
2. 第30回奈良県理学療法士学会の開催
 - 1) 日時：2021年8月22日（日）9:00～16:05
場所：Web（運営：畿央大学）
講演：『身体・認知機能の加齢的变化とどのように向き合うか？』
牧迫 飛雄馬（鹿児島大学）
『疼痛管理における物理療法』
瀧口 述弘（学研都市病院）
『女性の健康に理学療法士はどう関われるのか？』
梶原 由布（畿央大学）
『リハビリテーション医療における目標設定：
個別性に配慮した目標設定方法とは？』
尾川 達也（西大和リハビリテーション病院）
一般演題発表：22演題
参加人数：158名（会員156名、会員外2名）

第31回奈良県理学療法士学会準備委員会（公1）

学 会 長 高島 正治
準備委員長 後藤 総介

1. 部会開催 8回
2. 開催概要最終決定
開催期日：2022年7月31日（日）
会 場：奈良学園大学およびWeb会場
開催形式：ハイブリッド（講師、発表者は会場にて対面、一般参加者はWeb会場予定）
テ ー マ：「 どうなるの？未来の理学療法 ～求められる理学療法になる準備～」
特別講演：講師：次橋 幸男（公益財団法人天理よろづ相談所病院 総合診療教育部
在宅世話どりセンター医員）
共 催：奈良県理学療法士協会学術局研修部
後 援：奈良学園大学
3. 学会WEBサイト、SNSの立ち上げ
2022年1月下旬よりSNSの運用開始
2022年4月初旬、学会WEBサイト運用開始
4. その他
教育セミナー講師の選定、依頼
HPの開設作業
趣意書、演題募集要項の作成、WEBサイトへの掲載

表彰審査委員会（他1）

委員長 西山 章太

1. 委員会開催（11回）
2. 新会員管理システムにおける役員情報入力作業
3. 第29回奈良県理学療法士学会の表彰式
表彰内容：学会長賞 生野 公貴氏（西大和リハビリテーション病院）
4. 各種表彰審査依頼に対する対応
 - ①叙勲・褒章（春・秋）：奈良県福祉医療部医療政策局
 - ②地域総合功労：奈良県福祉医療部医療政策局
 - ③医療功労賞：奈良県福祉医療部医療政策局
 - ④協会賞：日本理学療法士協会
 - ⑤感謝状：日本理学療法士協会

新人研修委員会（公1）

委員長 梅本 康明

1. 委員会開催（4回開催）
2. 理学療法士講習会
 - 1) 理学療法士講習会（基本編 理論）「呼吸器リハビリテーション」コース
開催期間：2021年6月26日、2021年6月27日（全8回）計12時間
開催場所：奈良士会事務所（ZOOM ウェビナー開催）
コーディネーター 坂本 雅尚（平成記念病院）
受講者60名（会員33名 会員外27名）
講師 田平 一行（畿央大学）
増田 崇（奈良県総合医療センター）
和田 善行（平成記念病院）
鈴木 拓真（天理よろづ相談所病院）
坂本 雅尚（平成記念病院）
鈴木 広大（阪奈中央病院）
福田 章人（天理よろづ相談所病院）
田岡 久嗣（天理よろづ相談所病院）
 - 2) 理学療法士講習会（基本編 理論）「脳卒中リハビリテーション」コース
開催期間：2021年7月3日、2021年7月4日（全6回）計9時間
開催場所：奈良士会事務所（ZOOM ウェビナー開催）
コーディネーター 辻本 直秀（西大和リハビリテーション病院）
受講者80名（会員80名 会員外0名）
講師 政田 純兵（市立奈良病院）
中村 潤二（西大和リハビリテーション病院）
尾川 達也（西大和リハビリテーション病院）
生野 公貴（西大和リハビリテーション病院）
辻本 直秀（西大和リハビリテーション病院）
藤井 慎太郎（西大和リハビリテーション病院）

- 3) 理学療法士講習会(基本編 理論)「運動器リハビリテーション」コース
開催期間: 2021年8月28日(全4回)計6時間
開催場所: 奈良士会事務所(ZOOM ウェビナー開催)
コーディネーター 熊田 直也(白庭病院)
受講者77名(会員76名 会員外1名)
講師 榮崎 彰秀(さくらい悟良整形外科クリニック)
山田 哲也(西奈良中央病院)
久野 剛史(松倉病院)
熊田 直也(白庭病院)
徳田 光紀(平成記念病院)
- 4) 理学療法士講習会(基本編 理論)「装具リハビリテーション」コース
開催期間: 2021年11月14日(全5回)計7時間30分
開催場所: 奈良士会事務所(ZOOM ウェビナー開催)
コーディネーター 梅本 康明(奈良県総合リハビリテーションセンター)
受講者67名(会員67名 会員外0名)
講師 梅本 康明(奈良県総合リハビリテーションセンター)
乾 康浩(奈良県総合リハビリテーションセンター)
高田 博史(奈良県総合リハビリテーションセンター)
関口 貴弘(平成まほろば病院)
篠宮 健(奈良県総合リハビリテーションセンター)
- 5) 理学療法士講習会(基本編 理論)「リスク管理のためのフィジカルアセスメント」コース
開催期間: 2021年12月5日(全4回)計6時間
開催場所: 奈良士会事務所(ZOOM ウェビナー開催)
コーディネーター 和田 善行(平成記念病院)
受講者53名(会員26名 会員外27名)
講師 増田 崇(奈良県総合医療センター)
和田 善行(平成記念病院)
大垣 昌成(平成記念病院)
坂本 雅尚(平成記念病院)
- 6) 理学療法士講習会(基本編 理論)「地域リハビリテーション」コース
開催期間: 2021年12月11日~2021年12月12日(全7回)計10時間30分
開催場所: 奈良士会事務所(ZOOM ウェビナー開催)
コーディネーター 山本 和典(平成まほろば病院)
受講者36名(会員36名 会員外0名)
講師 中川 勝利(訪問リハビリテーションみそら)
淵脇 崇(介護老人保健施設 ふれあい)
浦上 貴仁(きよ女性クリニック)
堀田 修秀(介護老人保健施設 鴻池荘)
山本 和典(平成まほろば病院)

中谷 充志 (介護老人保健施設 ウェルケア悠)
増田 崇 (奈良県総合医療センター)

- 7) 理学療法士講習会 (基本編 理論)「循環器リハビリテーション」コース
開催期間：2021年12月19日、2021年12月26日 (全7回) 計10
時間30分
開催場所：奈良士会事務所 (ZOOM ウェビナー開催)
コーディネーター 今井 誠 (高井病院)
受講者75名 (会員74名 会員外1名)
講師 田平 一行 (畿央大学)
増田 崇 (奈良県総合医療センター)
後藤 総介 (天理よろづ相談所病院)
和田 祥武 (高の原中央病院)
中村 洋貴 (高井病院)
埴下 直道 (高井病院)

専門領域委員会 (公1)

委員長 田平 一行

1. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会への登録の推進
本年度は本会主催のイベントは少なかったが、新人教育プログラム等で広報した。
2. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会の管理
 - 1) 委員会：1回
各勉強会の代表者から活動報告と名簿の提出を受けた。
 - 2) 2021年度は、下記の5つの勉強会が活動した。
 - ・呼吸器循環器系勉強会
 - ・奈良整形外科リハビリテーション勉強会
 - ・発達障害児・者勉強会
 - ・3学会合同呼吸療法認定士取得に向けた勉強会
 - ・健康増進・疾病予防・障害予防勉強会
3. 各勉強会活動の支援
今年度は勉強会が主催・共催する研修会が実施されなかったため、HPなどでの案内はなかった。
本会のZoomを使用したいとの依頼に対しては、可能な範囲で対応した。
4. 本会と各勉強会が共催した研修会は、COVID-19流行のため実施できなかった。

ブロック活動推進委員会 (公1)

委員長 井上 裕水

1. 委員会の開催 ((リモートにて実施) 4回

2. ブロック合同症例検討会の開催

日時 : 2022年2月6日(日) 10:00開始 15:00終了 (9:30受付開始)

開催方法 : ZOOM ウェビナー

参加者 : 39名 (会員39名 会員外0名)

受講料 : 無料

演題数 : 12 演題

<演題の内訳>

- 演題1 反復運動により動的バランスが向上し、杖歩行自立となった症例について
的場 美保 (高井病院)
- 演題2 術後長期臥床により股関節周囲の筋力低下を来し、立ち上がり動作に
難渋した症例
伊藤 木 (天理よろづ相談所病院)
- 演題3 癌終末期患者の自宅退院とその後について
井上 真由香 (天理よろづ相談所病院 白川分院)
- 演題4 高齢の消化器がん患者で術前リハビリテーションから退院までの一例
岡田 真大 (土庫病院)
- 演題5 TKA 術後に膝外側部痛が残存した一症例
尾崎 友哉 (松倉病院)
- 演題6 脊柱管狭窄症と右足趾切断が併存した左下腿切断症例の自宅退院までの関わり
小池 友樹 (天理よろづ相談所病院 白川分院)
- 演題7 人工膝関節置換術後患者に早期から大腿四頭筋に対し電気刺激療法を
実施した症例
源田 早希 (高井病院)
- 演題8 腱板断裂術後に職業復帰に難渋した一症例
松井 翔 (平成記念病院)
- 演題9 重度意識障害を合併した多発性脳梗塞の患者に介入し、覚醒の向上と
基本動作の介助量軽減を認めた一症例
田崎 大輔 (東生駒病院)
- 演題10 認知症による道順障害を呈した一症例
上村 紗稀 (奈良セントラル病院)
- 演題11 化膿性関節炎による疼痛と可動域制限が非麻痺側に生じ、動作獲得に
難渋している外傷性クモ膜下出血の一例
馬淵 粧子 (天理よろづ相談所病院 白川分院)
- 演題12 重度高次脳機能障害を呈した症例～ 環境設定、視覚遮断の効果について～
中田 理世 (天理よろづ相談所病院 白川分院)

選挙管理委員会（管理）

委員長 和田 祥武

1. 公益社団法人奈良県理学療法士協会役員任期満了に伴う2021・2022年度役員選挙の実施
 - 1) 役員選挙に関する立候補締め切り
 - 2) 役員選挙に関する広報
 - 3) 定期総会での役員選挙の実施
2. 2021年度 選挙管理運営委員会（欠席）

スポーツメディカルサポート委員会（公1）

委員長 福本 貴彦

1. 会議開催3回
2. 勉強会
 - ・第1回（オリパラスタッフ限定）

日時：2021年5月15日（土）18時～20時30分
場所：畿央大学 P棟1階 理学療法実習室
テーマ：医療現場で用いる英会話（座学）
講師：Randy Muth（畿央大学）
 - ・第2回（オリパラスタッフ限定）

日時：2021年5月16日（日）13時～14時30分
場所：畿央大学 P棟1階 理学療法実習室
テーマ：スポーツ現場に即したロールプレイ（実技）
講師：Randy Muth（畿央大学）
 - ・第3回
日時：2021年6月20日（日）9時00時～12時
場所：：zoom ウェビナー
テーマ：高校野球サポートについて
 - 1) 奈良県高校野球サポートの現状について
講師：岡田彰史（奈良県総合医療センター）
 - 2) コロナ禍における熱中症の対策と対応
講師：笠次良爾（奈良教育大学）
 - ・第4回
日時：2021年9月26日（日）13時～18時
場所：zoom ウェビナー
テーマ：オリンピック・パラリンピック参加報告
 - 1) オリパラスタッフの研修会とレガシーについて
講師：福本貴彦（畿央大学）
 - 2) オリンピック選手村での活動について
講師：唄大輔（平成記念病院）
 - 3) パラリンピック競技場サポートについて
講師：加納希和子

・第5回

日時：2021年11月7日（日）9時～12時

場所：zoom ウェビナー

テーマ：奈良マラソンについて

1) 奈良マラソンのサポート概要

講師：福本貴彦（畿央大学）

2) マラソン競技のサポートについて

講師：唄大輔（平成記念病院）

3. 高校野球のサポート

・春季近畿大会奈良予選大会

・全国高校野球選手権大会奈良予選大会

・秋季近畿大会奈良予選大会

以上3大会のサポートを実施。

参加人数：15名（会員15名、非会員0名） 2名/日のシフト制で参加した。

4. マラソン大会

日時：2021年12月12日（日）2年ぶりの開催。

参加人数：15名（会員15名、会員外0名）が参加した。

救護所は12カ所に減り、救護員も減った。

奈良県士会のテントは出さなかった。

5. オリンピック・パラリンピック

参加人数：4名（会員4名、会員外0名）

オリンピック・パラリンピックに参加した。

地域包括ケアシステム推進委員会（公1）

委員長 堀田 修秀

1. 委員会の開催 6回

2. 研修会の開催

1) 推進リーダー導入研修会の開催

(1) 介護予防推進リーダー導入研修

日時：2021年8月29日（日）9:30～13:30

場所：Zoom 研修

内容：1、介護予防・日常生活支援総合事業

2、住民のやる気を引き出す5minプレゼンをつくろう！

住民がやる！と決めた時の応援10か条をつくろう！

3、通いの場の実践事例の紹介

講師：堀田 修秀(介護老人保健施設鴻池荘)

中川 大樹(訪問看護ステーションみそら)

野口 寛(訪問看護ハッピーリハビリ&ナースステーション)

参加人数：

(2) 地域ケア会議推進リーダー導入研修

日時：2021年10月31日（日）9:30～13:30

場所：Zoom 研修

- 内容：1、地域包括ケアシステムについて
2、地域ケア会議とは
3、地域ケア会議に求められるリハ専門職種の役割
4、書類の見方と解説
5、地域ケア会議の実践報告
6、地域包括ケア市町村担当グループについて

講師：堀田 修秀(介護老人保健施設鴻池荘)
中川 勝利(訪問看護ステーションみそら)
櫻井 公統(介護老人保健施設アップル学園前)

参加人数：9名(会員9名、会員外0名)

2) 推進リーダーフォローアップ研修会

①第1回推進リーダーフォローアップ研修会

日時：2021年9月29日(水)19:00~20:30

場所：Zoom研修

内容：地域(広陵町/吉野町)の介護予防における現状
パネルディスカッション

講師：今西 綾(広陵町介護福祉課兼務広陵町地域包括支援センター)
渡邊 美和子(吉野町長寿福祉課地域包括支援センター)
西田 宗幹(秋津鴻池病院)
高取 克彦(畿央大学)

参加人数：PT16名 OT4名 介護支援専門員7名 看護師2名 保健師4名
事務1名

②第2回推進リーダーフォローアップ研修会

日時：2021年11月28日(日)10:00~12:00

場所：Zoom研修

内容：1、フレイル総論、コロナ禍における地域の現状、多様な介護予防の
取り組み
2、多様な場における介護予防、今後のリハビリテーション専門職種
との連携
3、質疑応答

講師：山田 実(筑波大学人間系)
坂下 まどか(奈良県福祉医療部 医療・介護保険局地域包括ケア推進
室)

参加人数：PT22名 OT1名 介護支援専門員1名 保健師3名

3) 多職種研修会(情報交換会)の開催

今年度開催なし

4) その他

ダイハツ健康安全運転講座

今年度開催なし

政策委員会（管理）

委員長 尾崎 文彦

1. 政治参画に関する情報収集
 2. (公社) 日本理学療法士協会、日本理学療法士連盟、奈良県理学療法士連盟との連携
- 04/21 参議院議員小川かつみ君の更なる飛躍を期する会 (Web)
増田、田平、西田、和田、尾崎
- 07/18 県新人教育プログラムセミナー 連盟活動説明 (Web) 尾崎
- 07/27 日本理学療法士連盟 近畿ブロック選挙応援説明会 (Web)
増田、西田、堀田、尾崎
- 07/30 高市早苗推薦団体緊急会議 (ホテル日航奈良) 増田
- 07/30 奈良県理学療法士連盟 Facebook、Instagram を開設
- 08/07 本会役員向け伝達説明会 (Web) 増田、西田、尾崎
- 08/16 日本理学療法士連盟 近畿ブロック会議 (Web) 西田、堀田、尾崎
- 08/25 参議院厚生労働委員長 参議院議員 小川かつみ 演説会 (Web)
- 09/05 小林茂樹政経セミナー (Web) 尾崎
- 09/11 日本理学療法士連盟 研修会「政治、選挙活動における広報の注意点とコツ！」
(Web) 増田、西田、和田、松村、中村、堀田、尾崎
- 10/07 田野瀬太道事務所訪問 尾崎
- 10/09 小林茂樹推薦団体・友好団体代表者会議 (ホテル日航奈良) 中村、尾崎
- 10/09 田野瀬太道事務所訪問 日本理学療法士連盟半田会長 増田、堀田、尾崎
- 10/20 田野瀬太道事務所訪問 西田、堀田、尾崎
- 10/21 小林茂樹事務所訪問 中村、尾崎
- 10/23 高市早苗事務所訪問 西田、尾崎
- 10/23 田野瀬太道事務所訪問 小川参議院議員 尾崎
- 10/24 小林茂樹街頭演説動員 (生駒駅前) 尾崎 尾崎
- 10/24 高市早苗街頭演説動員 (王寺駅前) 廣池、
- 10/24 高市早苗街頭演説動員 (五位堂駅前) 堀田、尾崎、尾崎
- 12/06 日本理学療法士連盟 近畿中国ブロック 衆議院議員選挙振り返り会議
(Web) 増田、西田、堀田、尾崎
- 12/18 日本理学療法士連盟 理学療法の未来を語る会 (Web)
増田、西田、和田、堀田、尾崎
- 01/16 第61回近畿理学療法学会
協会シンポジウム「2024年同時改訂を巡る我々、理学療法士の危機」
- 01/22 日本理学療法士連盟 研修会「SNS を最大限活かすコツ！」 (Web)
赤松、中村、尾崎
- 02/26 日本理学療法士連盟 通常総会 (Web)
- 02/26 日本理学療法士連盟 「明日への未来を切り拓く決起を誓う会」 (Web)
増田、西田、和田、河村、尾崎
- 03/09 小川克巳全国後援会 応援カード全国説明会 (Web) 増田、北村、尾崎
- 03/11 小川克巳全国後援会 応援カード全国説明会 (Web) 西田、尾崎

- 03/12 小川克巳全国後援会 応援カード全国説明会 (Web)
03/15 小川克巳全国後援会 応援カード全国説明会 (Web) 和田、尾崎
03/19 日本理学療法士連盟 「理学療法士の未来を考える会」(Web) 尾崎、他

学校保健・特別支援担当委員会 (公1)

委員長 福本 貴彦

1. 奈良県立西和養護学校における運動器検診
中止となった。
2. 田原本町・斑鳩町内、小学校・中学校のスポーツテスト
中止となった。
3. 会議 1回
 - ・2020年度内の活動中止について
 - ・教育委員会との打ち合わせ内容について
 - ・2021年度内の西和養護学校における運動器機能予備調査と運動指導について

災害対策委員会 (公1)

委員長 和合 弘貴

1. 会議：4回開催
2. 災害対策研修会 (オンライン開催)
日時：2021年6月19日 (土) 13:00～16:00
内容：「東日本大震災時のリハ支援活動の実際と課題」
坪田 朋子 (宮城県理学療法士会)
「大規模災害リハビリテーション本部立ち上げゲーム (REHSUG)」
「令和2年7月豪雨におけるコロナ禍での災害支援活動」
佐藤 亮 (熊本県理学療法士協会)
参加人数：18名 (会員 15名、会員外 3名)
3. 災害支援マニュアルの周知・修正
4. 災害時必要物品保管
5. JIMTEF 研修への会員の受講
ベーシック研修・アドバンス研修は開催なし
スキルアップコース1名受講
6. 災害時活動協力者のリスト作成継続
7. 奈良県 JRAT 組織化に向けた活動協力
8. 近畿ブロックでの情報交換・申し合わせ

管理者ネットワーク推進委員会（公1）

委員長 西田 宗幹

1. 会議：2回開催
2. 管理者研修会開催
 - 1) 管理者研修会（全体）

日時：2021年5月13日（木）19：00～20：30
開催方法：ZOOM（ウェビナー）でのWeb開催
内容：1. 「ウィズコロナ、アフターコロナの状況で
求められる理学療法士とは」
小川 かつみ（参議院議員）
2. 「管理者間情報共有に関して」
西田 宗幹（秋津鴻池病院）

参加人数：28名（会員28名、会員外0名）
 - 2) 協会指定管理者（初級）研修会
日時：2021年9月13日（月）19：15～20：45
開催方法：ZOOM（ウェビナー）でのWeb開催
内容：1. 「理学療法士として期待される管理者像
～組織力強化と管理者ネットワーク～」
増田 崇（奈良総合医療センター）
2. 「協会としての政治とのかかわり、連盟の必要性」
西田 宗幹（秋津鴻池病院）

参加人数：4名（会員4名、会員外0名）
両研修会とも当日の運営を奈良県理学療法士連盟に委託
3. 管理者連絡網構築
 - 1) 奈良県全域を対象に google グループの作成・運用開始

臨床実習指導者講習委員会（公1）

委員長 後藤 総介

1. 奈良県理学療法士養成校協議会が主催する臨床実習指導者講習会の管理、サポート（全9回開催）

2021年6月5日-6月6日	会場	白鳳短期大学	対面	修了者78名
2021年6月26日-27日	会場	畿央大学	対面	修了者80名
2021年7月31-8月1日	会場	白鳳短期大学	対面	修了者80名
2021年9月11日-12日	会場	奈良学園大学	対面	修了者74名
2021年11月6日-7日	会場	白鳳短期大学	対面	修了者80名
2021年11月20日-21日	会場	奈良学園大学	Web	修了者48名
2021年12月4日-5日	会場	畿央大学	対面	修了者79名
2022年12日-13日	会場	奈良学園大学	Web	
2022年3月5日-6日	会場	畿央大学	Web	

2. 臨床実習指導者講習会 奈良県理学療法士養成校協議会会議への参加
5～13回の奈良県理学療法士養成校協議会会議への参加
今後の2回程度開催予定
*今年度途中に委員長を交代し、それ以降参加することとなる
3. 会長および役員への臨床実習指導者講習会の講師・世話人の承認申請
16名
4. 臨床実習指導者講習会 参加修了者の管理
599名(2022年1月16日現在)

循環器対策委員会(公1)

委員長 後藤 総介

1. 循環器病対策基本法 リハビリテーション担当者 第一回情報交換会への参加
日本循環器理学療法学会循環器病対策基本法委員会より各都道府県士会へ案内があり、循環器病対策基本法 リハビリテーション担当者 第一回情報交換会に参加(web)
2022年2月16日(水)18:30～20:00
2. 会議
委員で来年度の活動に向けての会議を開催

公的委員会報告

奈良県医療安全推進協議会

委員 和田 善行

医療上の有害事象に関する幅広い情報を収集し、発生及び抑止の要因を分析・研究するとともに再発防止のために県内医療機関と情報共有し、医療安全体制の構築を図る目的である奈良県医療安全推進センターと医療職能団体が連携し、県内医療機関の医療の質向上を目指す。

1. 奈良県医療安全推進センター主催のネットワーク会議への参加 12回事例検討の中で、転倒予測因子、座位・起立能力判定について講義を実施
2. 奈良県理学療法士協会の医療安全担当者
急性期 北村 哲郎（奈良県立医科大学付属病院）
回復期 和田 善行（平成記念病院）
生活期 河村 隆史（リハビリあ・える田原本）

奈良県障害者介護給付費等不服審査会

委員 増田 崇

今年度の開催は無し。

日本医療マネジメント学会奈良支部幹事会

幹事 増田 崇

日本医療マネジメント学会の各都道府県に設置されている奈良支部である。毎年学術集会を開催し、医療マネジメントの多職種による強化を推進している。

2021年6月16日（水）および2022年2月21日（月）に幹事会がWEB開催された。今年度の学会は紙面開催として冊子のみ関係各所に送付することとなった。

奈良県高次脳機能障害

リハビリテーション講習会実行委員会

委員 西田 宗幹

今年度も社団法人日本損害保険協会助成事業として、奈良高次脳機能障害友の会あすかが事務局となり開催された。同会会員、医師、PT、OT、ST等での実行委員会にて第22回講習会の企画・運営。実行委員会議は、新型コロナウイルス感染予防としてZOOMを利用したオンライン会議を実施。リハーサルや研修会当日は、会場運営スタッフとして参加した。今回は会場参加とオンライン参加のハイブリット形式にて実施した。

第22回講習会

日 時：2021年10月24日（日）午後13時～16時
会 場：ミグランズ コンベンションホール（橿原市）
参加者：会場参加15名 オンライン参加60名
内 容：“「その後の当事者」を支える支援とは”をテーマに、当事者でありルポライターの方から、就労支援における当事者のできる、出来ないを十分に確認しないと生ずるミスマッチに関して体験談も踏まえ講演いただいた。実際に就労支援を行っているSTより、病院での評価ではわからないことに対して問題提起等していただき、その後は講師間での対談、質問を実施した。

奈良県介護実習・普及センター運営委員会

委員 西田 宗幹

2021年度の運営委員会が開催される予定であったが、今年度も新型コロナウイルスの関係で中止になった。その為、各委員に資料が送付され、内容を確認し、奈良県介護実習普及センターに意見を送付する形となった。こちらからは今年度の事業の疑問点や来年度事業に関する意見を記載し、送付、回答の確認を行った。

3 士会合同訪問リハビリテーション

実務者研修会 運営委員会

委員 西田 宗幹

2021年11月27日に、奈良県理学療法士協会、作業療法士会、言語聴覚士会合同で、今年度も奈良県介護人材確保対策総合支援補助金事業として第13回三士会合同訪問リハビリテーション実務者研修会を開催した。今年度も新型コロナウイルス感染予防として、ZOOMを利用したリモートでの開催となった。参加者はPT15名、OT7名、ST1名の計23名と、今年度は参加者をリハ職のみとしたため、前年度より減少した。運営委員会会議は全6回開催。

研修内容は、令和3年度の介護報酬改定より軽度者の訪問リハはしっかりと評価を実施し、「活動」「参加」でのゴール設定を行い、実施期間を決めて行う事が求められていることより、まず介護報酬改定の理解向上を目的とした講演を実施し、2事例の紹介を行っていた後、事例検討のグループワークを実施していただいた。

今回の研修会を通して、参加者の皆さんには正確な予後予測、事例・家族とゴールと実施期間の合意形成を行い、訪問リハを実施する必要性や難しさを感じていただけたと思う。今後も訪問リハ実施において、必要なアプローチを効果的・効率的に実施できるように士会員への研修を継続する必要性を感じた。

なら介護の日2021実行委員会

委員 松村 明子

平成20年7月に厚生労働省が11月11日を「介護の日」と制定したことに伴い、行政、NPO、専門職団体などで実行委員会を構成し、イベントを企画・運営している。昨年度に引き続き今年度も新型コロナウイルス感染症拡大に伴いオンライン配信にて執り行われました。そのため、当日の相談コーナーは行わず、介護大賞の受賞者や介護現場の紹介を配信しました。
日時；2021年11月11日（木） 13時～14時30分

内容；介護現場の紹介

介護のケア文化の紹介

奈良介護大賞2021の受賞団体の紹介

親守歌・歌会2021の入選作品の紹介

高次脳機能障害支援体制検討委員会

委員 松村 明子

2021年度の高次脳機能障害支援体制検討委員会は、2021年6月17日に開催された。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大によりリモートでの会議開催となった。2020年度（令和2年度）の事業報告と2021年度（令和3年度）の事業計画について報告があった。今年度は『高次脳機能障害者の運転評価』に関する取り組みも必要であるという議題が上がった。

2021年度 公文書発行一覧（公的機関推薦、後援名義承認等）

区分1	区分2	内 容			
		開催期間・日など	依頼団体名など	公文書発行内容	名称・使用事業名・後援会名など
承諾	県・市町村推薦	承諾日から令和6年3月31日まで	斑鳩町長 中西 和夫	斑鳩町国民健康保険運営協議会委員の推薦(回答) 中村 貴信	
承諾	県・市町村推薦	令和3年度	斑鳩町長 中西 和夫	理学療法士の推薦依頼について(回答) 浦上 貴仁・湯川 直紀・吉田 信也・田中 満勝・中村 貴信	令和3年度斑鳩町地域支援事業 ①介護予防リーダー養成講座 ②地域介護予防活動の支援
承諾	県・市町村推薦	令和3年8月10日 ～令和6年8月9日	奈良県福祉医療部障害福祉課 自立支援・療育係 孝岡	奈良県障害者介護給付費等不服審査会委員の推薦について 増田 崇	
承諾	県・市町村推薦	令和3年度	斑鳩町地域包括支援センター	令和3年度斑鳩町地域ケア推進会議 参加者推薦書 吉田 信也	
承諾	後援名義	3/5	一般社団法人奈良県臨床工学技士会	第19回人工呼吸器安全セミナー後援について	
承諾	後援名義	2022年7月1日～7月2日	一般社団法人全国デイ・ケア協会 第44回全国デイ・ケア研究大会2022in奈良 大会長 平井 政規	後援回答書	第44回全国デイ・ケア研究大会2022in奈良
承諾	県・市町村推薦	前半:令和4年4月 ～令和4年9月 2回 後半:令和4年10月 ～令和5年3月	橿原市長 亀田 忠彦	理学療法士の推薦依頼について(回答) 堀 義範	自立支援型ケア会議

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	28,707,505	28,250,543	456,962
前渡金	0	253,000	△ 253,000
流動資産合計	28,707,505	28,503,543	203,962
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
事務所移転積立金	13,204,129	12,498,129	706,000
特定資産合計	13,204,129	12,498,129	706,000
(3) その他固定資産			
什器備品	417,582	891,540	△ 473,958
電話加入権	74,984	74,984	0
ソフトウェア	778,739	666,000	112,739
保証金	200,000	200,000	0
その他固定資産合計	1,471,305	1,832,524	△ 361,219
固定資産合計	14,675,434	14,330,653	344,781
資産合計	43,382,939	42,834,196	548,743
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	765,840	923,461	△ 157,621
前受会費	9,680,000	10,380,000	△ 700,000
預り金	23,311	27,920	△ 4,609
流動負債合計	10,469,151	11,331,381	△ 862,230
負債合計	10,469,151	11,331,381	△ 862,230
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	△ 13,204,129	△ 12,498,129	△ 706,000
正味財産合計	32,913,788	31,502,815	1,410,973
負債及び正味財産合計	43,382,939	42,834,196	548,743

貸借対照表内訳表

令和4年3月31日現在

(単位 円)

科 目	公益目的事業	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	13,325,585	1,150,868	14,231,052		28,707,505
流動資産合計	13,325,585	1,150,868	14,231,052	0	28,707,505
2. 固定資産					
(1) 特定資産					
事務所移転積立金	6,865,067		6,339,062		13,204,129
特定資産合計	6,865,067	0	6,339,062	0	13,204,129
(2) その他固定資産					
什器備品	328,136		89,446		417,582
電話加入権	37,492		37,492		74,984
ソフトウェア	622,992	54,511	101,236		778,739
賃貸事務所保証金	104,000		96,000		200,000
その他固定資産合計	1,092,620	54,511	324,174	0	1,471,305
固定資産合計	7,957,687	54,511	6,663,236	0	14,675,434
資産合計	21,283,272	1,205,379	20,894,288	0	43,382,939
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	647,048	28,000	90,792		765,840
前受会費	9,680,000				9,680,000
預り金			23,311		23,311
流動負債合計	10,327,048	28,000	114,103	0	10,469,151
負債合計	10,327,048	28,000	114,103	0	10,469,151
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
指定正味財産合計					
2. 一般正味財産	10,956,224	1,177,379	20,780,185	0	32,913,788
(うち特定資産への充当額)	△ 6,865,067	0	△ 6,339,062	0	△ 13,204,129
正味財産合計	10,956,224	1,177,379	20,780,185		32,913,788
負債及び正味財産合計	21,283,272	1,205,379	20,894,288	0	43,382,939

正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益			
特定資産受取利息	124	119	5
② 会費収入			
会員会費収入	14,630,000	14,160,000	470,000
賛助会員会費収入	160,000	160,000	0
③ 補助金収益	2,395,500	2,400,900	△ 5,400
④ 事業収益			
会場整理費	167,610	4,000	163,610
⑤ 雑収入	11,268	383,975	△ 372,707
経常収益計	17,364,502	17,108,994	255,508
(2) 経常費用			
① 事業費	(11,687,775)	(7,592,812)	(4,094,963)
給料手当	1,711,413	1,448,246	263,167
福利厚生費	19,803	2,655	17,148
会議費	693,507	390,255	303,252
旅費交通費	559,266	293,001	266,265
通信運搬費	2,481,590	1,234,324	1,247,266
什器備品減価償却費	262,483	317,309	△ 54,826
ソフトウェア減価償却費	326,825	263,088	63,737
消耗品費	215,947	229,899	△ 13,952
印刷製本費	1,167,630	725,683	441,947
光熱水料費	67,260	55,344	11,916
賃借料	678,881	613,285	65,596
保険料	27,110	105,790	△ 78,680
諸謝金	2,119,100	1,023,350	1,095,750
支払負担金	10,000	697,000	△ 687,000
支払手数料	1,203,872	50,000	1,153,872
会場費	59,078	59,570	△ 492
広告費	84,010	84,010	0
雑費	0	3	△ 3
② 管理費	(4,265,754)	(3,105,048)	(1,160,706)
役員報酬	983,000	0	983,000
給料手当	471,512	603,094	△ 131,582
福利厚生費	5,456	1,105	4,351
会議費	97,331	78,406	18,925
旅費交通費	102,899	119,629	△ 16,730
通信運搬費	746,768	538,385	208,383

什器備品減価償却費	211,475	309,758	△ 98,283
ソフトウェア減価償却費	48,836	39,312	9,524
消耗品費	301,346	247,660	53,686
印刷製本費	8,030	153,230	△ 145,200
光熱水料費	18,531	23,047	△ 4,516
賃借料	187,039	255,390	△ 68,351
保険料	4,120	3,760	360
慶弔費	34,441	0	34,441
支払負担金	70,000	20,000	50,000
支払手数料	649,220	535,760	113,460
会場費	5,750	36,510	△ 30,760
渉外費	320,000	140,000	180,000
雑費	0	2	△ 2
経常費用計	15,953,529	10,697,860	5,255,669
評価損益等調整前当期経常増減額	1,410,973	6,411,134	△ 5,000,161
基本財産評価損益等			0
特定資産評価損益等			0
投資有価証券評価損益等			0
評価損益等合計	0	0	0
当期経常増減額	1,410,973	6,411,134	△ 5,000,161
当期一般正味財産増減額	1,410,973	6,411,134	△ 5,000,161
一般正味財産期首残高	31,502,815	25,091,681	6,411,134
一般正味財産期末残高	32,913,788	31,502,815	1,410,973
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	32,913,788	31,502,815	1,410,973

正味財産増減計算書内訳表

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位 円)

科 目	公益事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 特定資産運用益					
特定資産受取利息	64		60		124
② 会費収入					
会員会費収入	7,461,300	731,500	6,437,200		14,630,000
賛助会員会費収入	160,000				160,000
③ 補助金収益	2,395,500				2,395,500
④ 事業収益					
会場整理費	167,610				167,610
⑤ 雑収入	11,268				11,268
経常収益計	10,195,742	731,500	6,437,260	0	17,364,502
(2) 経常費用					
① 事業費	(11,441,466)	(246,309)	()	()	(11,687,775)
給料手当	1,711,413				1,711,413
福利厚生費	19,803				19,803
会議費	665,507	28,000			693,507
旅費交通費	559,266				559,266
通信運搬費	2,329,440	152,150			2,481,590
什器備品減価償却費	262,483				262,483
ソフトウェア減価償却費	300,528	26,297			326,825
消耗品費	203,195	12,752			215,947
印刷製本費	1,167,630				1,167,630
光熱水料費	67,260				67,260
賃借料	678,881				678,881
保険料		27,110			27,110
諸謝金	2,119,100				2,119,100
支払負担金	10,000				10,000
支払手数料	1,203,872				1,203,872
会場費	59,078				59,078
広告費	84,010				84,010
雑費					0
② 管理費	()	()	(4,265,754)	()	(4,265,754)
役員報酬			983,000		983,000
給料手当			471,512		471,512
福利厚生費			5,456		5,456
会議費			97,331		97,331
旅費交通費			102,899		102,899
通信運搬費			746,768		746,768

什器備品減価償却費			211,475		211,475
ソフトウェア減価償却費			48,836		48,836
消耗品費			301,346		301,346
印刷製本費			8,030		8,030
光熱水料費			18,531		18,531
賃借料			187,039		187,039
保険料			4,120		4,120
慶弔費			34,441		34,441
支払負担金			70,000		70,000
支払手数料			649,220		649,220
会場費			5,750		5,750
渉外費			320,000		320,000
雑費					0
経常費用計	11,441,466	246,309	4,265,754	0	15,953,529
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,245,724	485,191	2,171,506	0	1,410,973
基本財産評価損益等					0
特定資産評価損益等					0
投資有価証券評価損益等					0
評価損益等合計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,245,724	485,191	2,171,506	0	1,410,973
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	197,647	△ 197,647	0	0	0
他会計振替額(過年度修正)	232,732	△ 232,732	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 815,345	54,812	2,171,506	0	1,410,973
一般正味財産期首残高	11,771,569	1,122,567	18,608,679	0	31,502,815
一般正味財産期末残高	10,956,224	1,177,379	20,780,185	0	32,913,788
II 指定正味財産増減の部					
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高		0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	10,956,224	1,177,379	20,780,185	0	32,913,788

財産目録

令和4年3月31日現在

(単位 円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	預金	普通預金 南都銀行手貝支店	運転資金として	28,707,505	28,707,505
流動資産合計				28,707,505	28,707,505
(固定資産)	特定資産	普通預金 南都銀行手貝支店	事務所移転の積立金であり、公益事業の為の資産取得資金として管理されている預金	6,865,067	
		普通預金 南都銀行手貝支店	事務所移転の積立金であり、法人会計の為の資産取得資金として管理されている預金	6,339,062	13,204,129
その他固定資産	什器備品	パソコン10点、ガス発電機	公益事業に使用される備品	328,136	
		パソコン7点、プロジェクター1点	法人会計に使用される備品	89,446	417,582
	電話加入権		公益事業に使用される電話	37,492	
			法人会計に使用される電話	37,492	74,984
	ソフトウェア	ウェブサイト初期構築費用、更新費用、決済セキュリティ対策改修、追加開発費用	公益事業に使用されるソフトウェア	622,992	
			収益事業等に使用されるソフトウェア	54,511	
			法人会計に使用されるソフトウェア	101,236	778,739
	事務所賃貸保証金		公益事業使用の為の保証金	104,000	
			法人会計使用の為の保証金	96,000	200,000
固定資産合計				14,675,434	14,675,434
資産合計				43,382,939	43,382,939
(流動負債)	未払金	部員	公益事業にかかる会議費等の未払	542,000	
			収益事業等にかかる会議費等の未払	28,000	
			法人会計にかかる会議費等の未払	87,000	
		(株)キュービット	ウェブサイト運用費用等の未払	83,380	
		(株)ページェント	決済システム利用料等の未払	16,500	
		その他	公益事業、法人会計にかかる小口経費の未払	8,960	765,840
	前受会費	会員会費 968件	翌事業年度の会費	9,680,000	9,680,000
	預り金	源泉所得税	法人会計の役員報酬の源泉所得税	15,655	
			法人会計の税理士の源泉所得税	7,656	23,311
流動負債合計				10,469,151	10,469,151
負債合計				10,469,151	10,469,151
正味財産				32,913,788	32,913,788

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

固定資産の減価償却の方法

什器備品、ソフトウェアについては定額法による減価償却を実施している。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

単位(円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
事務所移転積立金	12,498,129	706,000	0	13,204,129
合計	12,498,129	706,000	0	13,204,129

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

単位(円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応する 額)
特定資産				
事務所移転積立金	13,204,129		(13,204,129)	
合計	13,204,129		(13,204,129)	

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

単位(円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	3,141,291	2,723,709	417,582
ソフトウェア	5,240,400	4,461,661	778,739
合計	8,381,691	7,185,370	1,196,321

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記2. に記載している。

令和3年度 監査報告

公益社団法人奈良県理学療法士協会
代表理事 増田 崇 殿

私たち監事は、当協会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第33条第2項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第36条及び第45条の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行の状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、当法人の主たる事務所において業務及び財産の状況を監査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書を監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について監査しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当協会の財産目録及び損益の状況を全て重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和4年5月18日

監事： 江村 修二



監事： 箕輪 希予志



第2号議案

令和4年度事業計画・予算案の報告に関する件

会長 増田 崇

コロナ禍も3年目を迎え、徐々にwithコロナの生活スタイルが確立されつつあるように感じています。2021年度事業はその多くがリモートで開催されましたが、一部事業では対面開催の重要性が唱えられています。本会としては引き続き社会情勢を鑑みながら最大限本会の目的である「県民の医療・保険・福祉の増進に寄与する」ための事業を展開したいと思っています。

事務局は本会運営の基盤となる部分の運用を行います。事務員の方々の業務負担が増加傾向にあるため、可及的速やかに増員を図りたいと考えています。そのための財政基盤の整備も検討したいと思います。

学術局は新生涯学習システムに準拠した学術活動を展開する予定です。新人教育プログラムなどのスムーズな導入に向けて啓発などを実施します。

社会局はニーズが増え続ける地域包括ケアシステムの構築に向けた理学療法士の参画に取り組めます。

広報局はホームページを中心に情報を発信し、本会と会員をつなぐ橋渡しの役割を強めたいと考えています。

今年度も新型コロナウイルス感染症の動向を筆頭に、変化する様々な情勢に柔軟に対応する事が求められると思います。本会運営に関わるすべての方々の力を合わせて2022年度の事業を展開して参りたいと思います。本年度も引き続き皆様のご協力をお願いいたします。

事務局

局長 和田 善行

総務部（管理・公益）

部長 廣池 裕美

（管 理）

1. 定款・定款細則および諸規定の運営
2. 本会の登記に関する手続き
3. 公文書・報告書などの発送・受領およびその管理
4. 本会および関係業種の刊行物の受領
5. 理事会・運営管理・議事録保管
6. 総会等、本会会議の開催および議事録の作成・保管
7. 奈良県への法人活動報告
8. 備品および物品の管理
9. 事務所・事務員の管理
10. 公印管理
11. 窓口業務
12. 「医療マネジメント学会」「なら介護の日」への運営協力

（公 益）

1. 公文書・報告書などの発送・受領およびその管理

会員管理部（他1・管理）

部長 吉田 陽亮

1. 会員管理事業
2. 会員名簿作成・管理事業
3. 挨拶状送付事業
4. 郵送事業
5. 慶弔に関する事業
6. その他

財務部（管理）

部長 中川 勝利

1. 財産・会計業務
2. 予算・決算業務
3. 会費徴収業務
4. 資産管理業務

福利厚生部（他 1）

部長 細川 彰子

1. 福利厚生部事業開催
 - 1) 新入会員歓迎会
 - 2) リレーマラソン大会
 - 3) 3士会合同ボウリング大会
2. 傷害保険管理

社会局

局長 西田 宗幹

医療保険部（公1）

部長 中村 洋貴

1. 情報収集
2. 日本理学療法士協会との連絡
3. 医療保険部会議（年間3回程度予定）
4. 令和4年度 診療報酬改定に関する情報交換会
5. 管理者ネットワーク構築に向けて医療保険分野での情報交換会を企画中

介護保険部（公1）

部長 浦上 貴仁

1. 部会の開催（全4回開催予定）
2. 介護保険分野・在宅リハ関連の情報収集・情報提供、相談窓口
 - 1) 介護保険関連の情報収集と情報提供
3. 情報交換会の開催
 - 1) 情報交換会
内容：未定
日時：未定
場所：未定
 - 2) 第13回奈良県訪問リハビリテーション実務者研修会
内容：未定
日時：未定

社会福祉部（公1）

部長 高島 正治

1. 部会の開催
2. 会員に向けた社会福祉制度ならびに福祉資源に関する情報収集と提供

理学療法啓発部（公1）

部長 田中 満勝

1. 部会開催
2. 第6回理学療法フェスタ
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止。
フェスタの代わりとして、理学療法の日（7月17日）を周知して頂く目的でチラシを

作成し、院所及び新聞折込みにて配布実施予定。

3. 第11回 なら理学療法 川柳
4. 新聞広告掲載作業の管理
5. なら介護の日2022の運営協力
6. グッズ検討、作成

学 術 局

局長 田平 一行

生涯学習部（公1）

部長 中村 潤二

1. 部会の開催
年2～3回の開催を予定
2. 新生涯学習制度における前期研修を2回開催
2022年6～7月予定。
3. 日本理学療法士協会への研修会登録の申請管理

研修部（公1）

部長 岩佐 精志

1. 部会の開催 年4回開催予定
2. 研修会・講習会の開催
 - 1) 第31回奈良理学療法士学会と研修会を共同で開催する
日 時：2022年7月31日（日）
会 場：リモート開催（ZOOM ウェビナー）
テーマ：①これからの運動器理学療法分野の未来
②地域リハビリテーションにおける理学療法士の課題と可能性
③社会に求められる脳卒中理学療法の展開を目指して
④これからの循環器理学療法分野の未来
⑤温故知新 過去は変えられないが、未来は帰られる
⑥東京2020オリ・パラ大会から理学療法士の未来に向けたレガシー
講 師：榮崎 彰秀（さくらい悟良整形外科クリニック）
高木 綾一（株式会社Work Shift）
野添 匡史（甲南女子大学 看護リハビリテーション学部 理学療法学科）
吉田 陽亮（奈良県西和医療センター リハビリテーション部）
尾崎 文彦（東大寺福祉療育病院 リハビリテーション部）
福本 貴彦（畿央大学 健康科学部 理学療法学科）
 - 2) エビデンスに基づく脳卒中理学療法の臨床実践
日 時：2022年8月28日（日） 9：00～16：20
会 場：リモート開催（ZOOM ウェビナー）
テーマ：①脳卒中理学療法における帰結評価と効果判定
②脳卒中後の姿勢制御障害に対する評価と介入
③脳卒中後の運動障害に対する物理療法のエビデンスと臨床実践
④脳卒中後の歩行障害に対する下肢装具のエビデンスと臨床実践
講 師：徳久 謙太郎（友誼会総合病院）
塩崎 智之（奈良県立医科大学 耳鼻咽喉・頭頸部外科）
中村 潤二（西大和リハビリテーション病院）

辻本 直秀 (西大和リハビリテーション病院)

3) 理学療法士講習会 基本編 (技術)

日 時：2022年12月18日 (日) 9:00 ~ 16:30 (予定)

会 場：畿央大学

テーマ：『吸引の基本と実際 ～人工呼吸器を用いて～』

講 師：田平 一行 (畿央大学)

増田 崇 (奈良県総合医療センター)

山科 吉弘 (藍野大学)

赤壁 知哉 (大和大学)

チューター：吉田 浩実 (奈良県総合医療センター)

井上 裕水 (松原徳洲会病院)

酒井 直樹 (おかたに病院)

坂本 雅尚 (平成記念病院)

学術誌部 (公1)

部長 徳田 光紀

1. 学術誌部会議の開催

2. 学術誌編集・発刊

1) 誌名：「奈良理学療法学」

2) 投稿原稿の受付から査読, 編集作業, 印刷, 発刊

3) 発刊予定 (JSTAGE 掲載手続き) : 2022年3月

広 報 局

局長 松村 明子

会誌部（公1）

部長 半田 学良

- 1.（公社）奈良県理学療法士協会会誌第28号編集・発行

ホームページ管理部（公1・管理）

部長 久野 剛史

1. 奈良県理学療法士会 ホームページ更新
 - 1) 随時更新
2. 奈良県理学療法士会 ホームページシステム修正
 - 1) キュービットに連絡して不具合等修正
 - 2) ホームページ・リニューアル
3. 部長交代、部員増員に伴うホームページ管理部の業務の整理
※すでに前年度途中から取り組んでいる

各委員会

第31回奈良県理学療法士学会準備委員会（公1）

学 会 長 高 島 正 治
準備委員長 後 藤 総 介

1. 委員会の開催
2. 学会 HP、SNS の更新
3. 学会開催準備（令和3年度継続）
教育セミナー講師の選定・依頼
演題募集
査読者、座長の選出
奈良学園大学会場使用手続き
学会申請の手続き（生涯学習）
リハーサル、会場設営
4. 学会開催
2022年7月31日（日） 奈良学園大学
5. 32回学会準備委員会への引継ぎ

第32回奈良県理学療法士学会準備委員会（公1）

学 会 長 岩 田 健 二
準備委員長 山 田 哲 也

1. 準備委員の選出
2. 開催期日および開催型式の決定
3. 学会テーマの決定
4. 特別講演講師の選出

表彰審査委員会（他1）

委員長 西 山 章 太

1. 表彰式準備・運営
2. 各種表彰審査

新人研修委員会（公1）

委員長 梅本 康明

1. 新人研修委員会会議（全4回予定）
2. 奈良士会主催講習会：7コース開催予定
 - 1) 「呼吸器リハビリテーション」コース（全8回予定）
コーディネーター 坂本 雅尚（平成記念病院）
 - 2) 「装具リハビリテーション」コース（全5回予定）
コーディネーター 梅本 康明（奈良県総合リハビリテーションセンター）
 - 3) 「地域リハビリテーション」コース（全7回予定）
コーディネーター 山本 和典（平成まほろば病院）
 - 4) 「運動器リハビリテーション」コース（全4回予定）
コーディネーター 熊田 直也（白庭病院）
 - 5) 「脳卒中リハビリテーション」コース（全6回予定）
コーディネーター 辻本 直秀（西大和リハビリテーション病院）
 - 6) 「循環器リハビリテーション」コース（全6回予定）
コーディネーター 今井 誠（高井病院）
 - 7) 「リスク管理のためのフィジカルアセスメント」コース（全4回予定）
コーディネーター 大垣 昌成（平成記念病院）

専門領域委員会（公1）

委員長 榮崎 彰秀

1. 奈良県理学療法士会専門領域勉強会への登録の推進
2. 奈良県理学療法士会専門領域勉強会の管理
3. 各勉強会活動の支援
4. 奈良県理学療法士協会と勉強会の共催の研修会の開催（2回程度）

ブロック活動推進委員会（公1）

委員長 井上 裕水

1. 委員会の開催
2. E 領域別研修（事例）の開催
E-1 神経系理学療法学、E-2 運動器障害系理学療法学、E-3 内部障害系理学療法学
の履修ポイント取得にむけて、各領域の3症例ずつ行う予定。
開催時期：未定

選挙管理委員会（管理）

委員長 和田 祥武

1. 公益社団法人奈良県理学療法士協会役員任期満了に伴う2023～2024年度役員選挙の実施
 - 1) 告示による立候補者の受付
2. 2022年度 選挙管理運営委員会への出席

スポーツメディカルサポート委員会（公1）

委員長 福本 貴彦

1. 打ち合わせ
 - (1) 高校野球サポートの会議は随時開催
 - (2) 奈良マラソン救護部会会議は随時開催
 - (3) 委員の会議は勉強会後に年3回程度実施予定
2. 勉強会
 - ・第1回
日時：2022年5月頃 9時～12時10分
場所：畿央大学 P棟1階 理学療法実習室 or zoom ウェビナー
テーマ：オリ・パラ選手のケア
テーマ：オリ・パラ開催の準備とレガシー
講師：横浜市スポーツ医科学センターから2名
 - ・第2回
日時：2022年7月頃9時～12時10分
場所：畿央大学 P棟1階 理学療法実習室 or zoom ウェビナー
テーマ：高校野球サポートについて
 1. 奈良県高校野球サポートの現状について
講師：岡田彰史（奈良県総合医療センター）
 2. コロナ禍における熱中症の対策と対応
講師：笠次良爾（奈良教育大学）
 - ・第3回
日時：2021年9月頃 9時～12時10分
場所：広陵町消防署
テーマ：普通救命講習Ⅱ
 - ・第4回
日時：2022年11月頃 9時～12時10分
場所：畿央大学 P棟1階 理学療法実習室 or zoom ウェビナー
テーマ：奈良マラソンについて
 1. 奈良マラソンのサポート概要
講師：福本貴彦（畿央大学）
 2. マラソン競技のサポートについて
講師：唄大輔（平成記念病院）
3. 高校野球のサポート
段取りは2021年度同様で実施予定。（コロナ対策含む）

4. マラソン大会
段取りは2021年度同様で実施予定。

地域包括ケアシステム推進委員会（公1）

委員長 堀田 修秀

1. 委員会の開催 6回
2. 研修会の開催
 - 1) 推進リーダー導入研修会の開催
 - (1) 介護予防推進リーダー導入研修
 - (2) 地域ケア会議推進リーダー導入研修
 - 2) 推進リーダーフォローアップ研修会の開催
 - (1) 情報交換会
 - (2) 多職種研修会
 - 3) その他

政策委員会（管理）

委員長 尾崎 文彦

1. 政治参画に関する情報収集
2. (公社)日本理学療法士協会、日本理学療法士連盟、奈良県理学療法士連盟との連携

学校保健・特別支援担当委員会（公1）

委員長 福本 貴彦

1. 委員会議 年1回実施
2. 活動
 - (1) 情報収集活動
大阪府士協会・兵庫県士協会との打ち合わせなど
 - (2) 奈良県教育委員会との調整
 - (3) 西和養護学校での運動器機能予備調査
 - (4) 西和養護学校での運動指導（キックベースボール・ボッチャ指導）
 - (5) 田原本町・斑鳩町内、小学校・中学校のスポーツテスト

災害対策委員会（公1）

委員長 和合 弘貴

1. 会議：全4回の開催予定

2. 災害対策研修会開催
全2回開催を予定（オンライン・対面）
3. 災害支援マニュアルの周知・修正継続
4. 災害時必要物品の購入・保管継続
感染対策物品の購入（N95 マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル他）
5. JIMTEF 研修への会員の受講支援
 - 1) ベーシック研修 2名受講予定
 - 2) アドバンス研修 1名受講予定
 - 3) スキルアップコース 1名受講予定
6. 災害時活動協力者のリスト作成継続
7. 奈良県 JRAT での活動協力
8. 近畿ブロックでの情報交換・申し合わせ

管理者ネットワーク推進委員会（公1）

委員長 西田 宗幹

1. 会議開催：2回を予定
2. 管理者研修会の開催
 - 1) 協会指定管理者（初級）研修会
 - 2) 管理者研修会（全体）
当日運営事務を奈良県理学療法士連盟に委託
3. 管理者間連携強化
 - 1) 管理者グループへの情報提供・共有
 - 2) 他部（医療・介護保険部）・委員会（地域包括ケア推進委員会・ブロック活動推進委員会）と協力しての情報交換、関係づくりの方法検討・実施
実施の際の当日運営事務を奈良県理学療法士連盟に委託予定

臨床実習指導者講習委員会（公1）

委員長 後藤 総介

1. 奈良県理学療法士養成校協議会が主催する臨床実習指導者講習会の管理、サポート
令和4年度予定（定員：対面80名、Web48名、6回合計352名）
 - ① 2022年5月14日・15日 白鳳短期大学（講師・世話人21名）対面
 - ② 2022年6月11日・12日 畿央大学（講師・世話人21名）Web
 - ③ 2022年7月16日・17日 奈良学園大学（講師・世話人19名）Web
 - ④ 2022年9月10日・11日 奈良学園大学（講師・世話人21名）Web
 - ⑤ 2022年10月15日・16日 白鳳短期大学（講師・世話人19名）Web
 - ⑥ 2023年3月4日・5日 畿央大学（講師・世話人20名）対面
2. 臨床実習指導者講習会 奈良県理学療法士養成校協議会会議への参加
適宜参加予定

3. 会長および役員への臨床実習指導者講習会の講師・世話人の承認申請
奈良県理学療法士養成校協議会より申請があった場合に対応
4. 臨床実習指導者講習会 参加修了者の管理

循環器対策委員会（公1）

委員長 後藤 総介

1. 情報収集
循環器病対策推進基本計画が策定され、都道府県ごとに循環器病対策推進計画を進めている現状。循環器対策基本法推進協議会に士会から代表者が出席して理学療法士からの立場として意見を発信しているが、奈良県士会には案内が来ていない。今後に向けて情報収集を行う。
2. 会議の開催
委員で情報を共有し、行政より連絡があった際に直ちに情報提供ができるように準備しておくために、適時会議を開催する。
3. 啓発活動
県士会員へ向けて、循環器リハビリテーションや連携について啓発していく。

糖尿病対策委員会（公1）

委員長 村上 康郎

1. 奈良県における糖尿病対策事業へ理学療法士としての参画
2. 日本糖尿病理学療法士学会との連携
3. 奈良県における糖尿病患者に対する理学療法実施状況の把握
4. 「なら糖尿病デー」へのスタッフ派遣

令和4年度 収支予算書
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位 円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 会費収入				
会員会費収入	7,956,000	780,000	6,864,000	15,600,000
賛助会員会費収入	180,000			180,000
② 事業収入				
会場整理費	1,610,000			1,610,000
③ 補助金収入	2,460,000			2,460,000
経常収益合計	12,206,000	780,000	6,864,000	19,850,000
(2) 経常費用				
① 事業費				
給料手当	2,000,000			2,000,000
福利厚生費		335,000		335,000
会議費	1,341,500			1,341,500
旅費交通費	320,000			320,000
通信運搬費	421,000			421,000
什器備品減価償却費	165,779			165,779
ソフトウェア減価償却費	305,664	26,746		332,410
消耗品費	1,072,000			1,072,000
印刷製本費	1,090,000			1,090,000
光熱水料費	50,000			50,000
賃借料	450,000			450,000
諸謝金	2,410,000			2,410,000
支払負担金	760,000			760,000
支払手数料	3,479,540			3,479,540
会場費	310,000			310,000
広告費	160,000			160,000
慶弔費		50,000		50,000
保険料		100,000		100,000
② 管理費				
役員報酬			800,000	800,000
給料手当			2,000,000	2,000,000
会議費			571,500	571,500
旅費交通費			535,000	535,000
通信運搬費			295,000	295,000
什器備品減価償却費			62,410	62,410
ソフトウェア減価償却費			49,671	49,671
消耗品費			413,000	413,000
印刷製本費			40,000	40,000
光熱水料費			50,000	50,000
賃借料			450,000	450,000
諸謝金				0
支払手数料			1,820,000	1,820,000
支払負担金			120,000	120,000
会場費			30,000	30,000
慶弔費				0
渉外費			300,000	300,000
保険料			5,000	5,000
経常費用計	14,335,483	511,746	7,541,581	22,388,810
評価損益等調整前当期経常増減額				0
基本財産評価損益等				
特定資産評価損益等				
投資有価証券評価損益等				
評価損益等合計				
当期経常増減額	△ 2,129,483	268,254	△ 677,581	△ 2,538,810
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				0
経常外費用計				0
当期経常外増減額				0
他会計振替額				0
当期一般正味財産増減額	△ 2,129,483	268,254	△ 677,581	△ 2,538,810
一般正味財産期首残高	7,052,842	1,285,399	18,621,792	26,960,033
一般正味財産期末残高	4,923,359	1,553,653	17,944,211	24,421,223
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等				
一般正味財産への振替額				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
III 正味財産期末残高	4,923,359	1,553,653	17,944,211	24,421,223

第3号議案 役員に対する報酬及び費用に関する規程変更に関する件

役員報酬の締め日と支給日の変更

役員に対する報酬等及び費用に関する規程 新旧対照表

新	旧
(報酬等の支給方法) 第4条 役員報酬は、会議等の開催日に応じ、各年度の4月から9月開催の会議等については <u>10月末</u> 、10月から3月開催の会議等については <u>4月末</u> に支給する。 2 役員報酬は、受給者が予め指定した銀行口座に振り込む方法により支給する。	(報酬等の支給方法) 第4条 役員報酬は、会議等の開催日に応じ、各年度の4月から9月開催の会議等については <u>9月末</u> 、10月から3月開催の会議等については <u>3月末</u> に支給する。 2 役員報酬は、受給者が予め指定した銀行口座に振り込む方法により支給する。

4号議案 シニア会員制度の導入に関する件

65歳以上の会員に対して会費負担軽減を目的するシニア会員制度を導入します。

① 会費規程へシニア会員の追加

会費規程 新旧対照表

新	旧
2. 会費 (1) 正会員 1万円 ※シニア会員はシニア会員規程に 準じて減免とする。 (2) 賛助会員 2万円 (3) 名誉会員 会費免除。	2. 会費 (1) この法人の正会員の会費は、年額 10,000円とする。 (2) この法人の賛助会員の会費は、年 額20,000円とする。 (3) この法人の名誉会員の会費は、免 除する。

② シニア会員規程の新規追加

シニア会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県理学療法士協会（以下、「本会」という。）が65歳以上かつ在会25年以上の在会会員を対象にしたシニア会員についての基準を定める。

(シニア会員の資格)

第2条 シニア会員の対象は以下の条件をすべて満たすものとする。

- ア 65歳以上の在会会員
- イ 在会25年以上(休会期間は問わない)
- ウ 会費減免時に在会している者。
- エ 本会年会費・セミナー費等の未納がない者。

(シニア会員の年会費)

第3条 シニア会員の年会費は下記の通りとする。

第2条 イの種類	年会費
日本理学療法士協会会員歴25年以上の在会会員	5,000円
奈良県理学療法士協会会員歴25年以上の在会会員	3,000円

(シニア会員の申請手続き)

第4条 シニア会員の申請は申請年度の4月1日時点で満64歳以上、会員歴24年以上から可能（割引適用は申請翌年度の4月1日時点で満65歳以上、会員歴25年以上の会員）とする。

- 2 申請期間は毎年9月末までとし、翌年度よりシニア会員として開始する。
- 3 取り消しの申請がなければ自動更新とする。
- 4 申請手続きは本会事務局へ行うこと。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

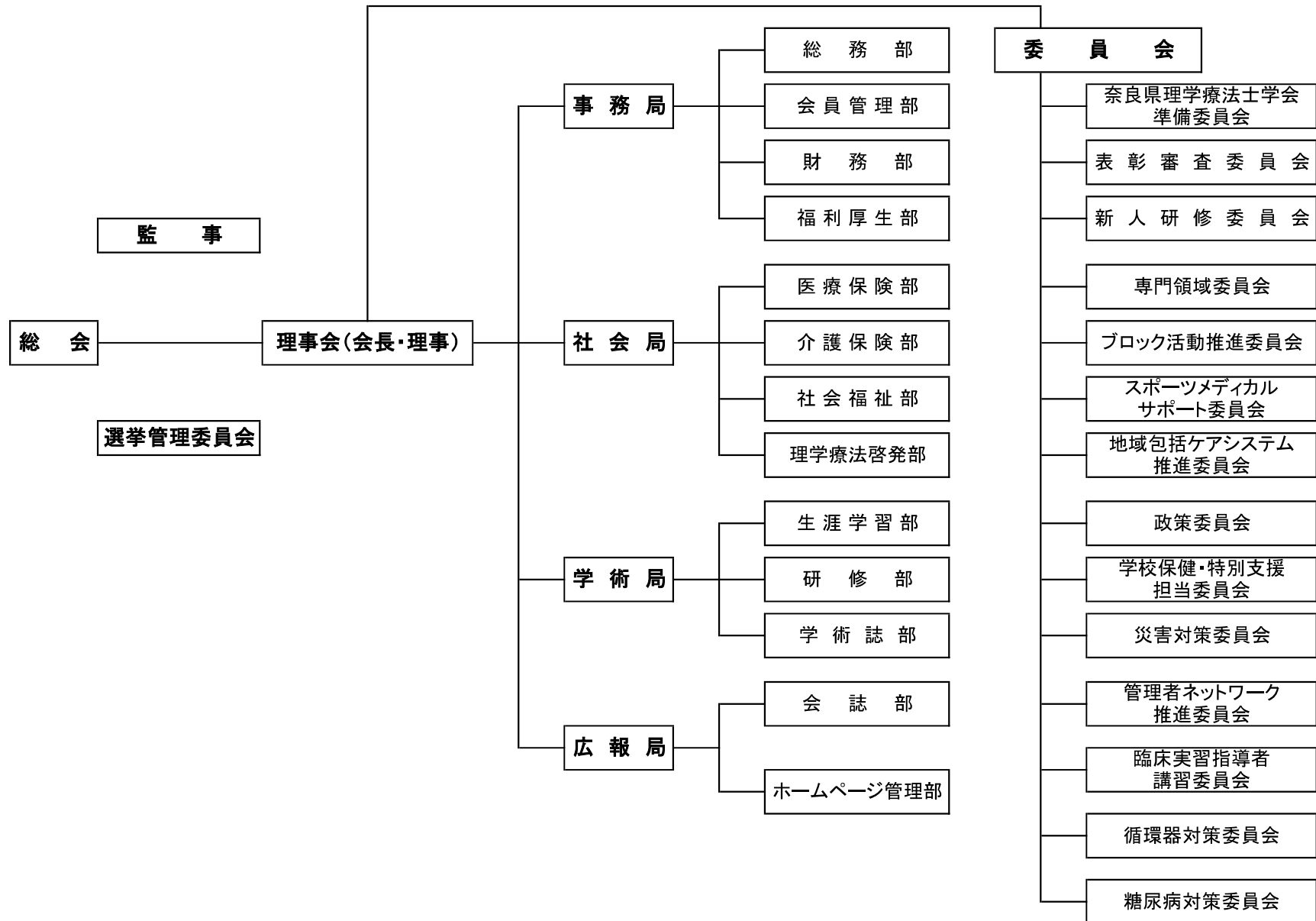
第6条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会にはかり、これを定める。

(附則)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

資 料

公益社団法人 奈良県理学療法士協会 組織図



公益社団法人奈良県理学療法士協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人奈良県理学療法士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県香芝市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、理学療法士の職業倫理の高揚を図るとともに、理学療法の学術及び技能の向上を推進し、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業
- (2) 理学療法士の職業倫理の高揚並びに学術及び技術の向上に関する事業
- (3) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の資質向上に寄与する事業
- (4) 理学療法に関する会誌その他の刊行物の発行及び調査研究に寄与する事業
- (5) 内外の関連団体との連絡及び協力に関する事業
- (6) 理学療法士の社会的地位の向上及び相互福祉に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、奈良県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法第2条第3項に規定する理学療法士で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 理学療法士以外で、この法人の目的に賛同し、この法人に対し育成・援助を図る個人又は団体であって理事会の承認を得たもの
- (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があった者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得たもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が定めるところによる入会申込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

3 名誉会員は、会費の納入を免除する。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 理学療法士の免許を取り消されたとき。

(2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(4) 総正会員が同意したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定により退会し、除名され、又はその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 総 会

(総会の構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会費の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の種別及び開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

3 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に、理事会の決議に基づき、開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、少なくとも総会の日から1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、総会の日から2週間前までに通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(総会の決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面決議等)

第21条 総会に出席しない正会員は、代理権を証明する書面をこの法人に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使することができ、また、理事会において総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使できることとするときは、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、

同項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4 前2項の業務執行に係る権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

5 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、総会において別に定める役員報酬等に関する規程に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 総会の日時、場所、目的である事項等の決定

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記

載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類を定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第41条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（会長）は尾崎文彦、業務執行理事（副会長）は石橋睦仁及び増田崇とする。

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款細則

(総則)

第 1 条 この細則は、公益社団法人奈良県理学療法士協会定款に基づき、定款施行の円滑運用のため定める。

(運営の基本に関する項)

第 2 条 この法人が行う事業及び活動については組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

(会員に関する項)

第 3 条 この法人の定款第 6 条第 1 項第 1 号に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。

2 入会・退会及び異動の手続きは、この法人所定の用紙をもってすべて理事会に提出するものとする。

3 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により、1 年を単位として休会することができる。なお、休会事由が消滅した際は、速やかに復会しなければならない。

(会費に関する項)

第 4 条 この法人の正会員の会費は、年額 10,000 円とする。会費納入期限は原則として 5 月 31 日とする。

2 賛助会員の会費は、年額 20,000 円とする。

3 名誉会員の会費は、免除する。

(役員等に関する項)

第 5 条 局・部及び委員会は理事会の決議を経て設置する。

2 局長は、理事会の任命により局を運営する。

3 部長は、理事会の任命により部を運営する。部員は部長が選任し、会長が委嘱する。

4 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。

第 6 条 理事は部長又は部員を兼任することはできない。ただし委員の兼任は妨げない。

第 7 条 部の担当する職務分担については、分掌規程に定める。

第 8 条 部長及び委員の任期については、定款第 27 条を準用する。

(理事会に関する項)

第 9 条 理事会は原則として年 6 回以上開催する。

(諮問機関に関する項)

第 10 条 この法人に会長又は理事会の諮問機関として、表彰審査委員会、その他の諮問委員会を置くことができる。

第 11 条 諮問委員会の委員長は理事会で決め、委員は委員長の推薦とする。なお、任期は、審査諮問に要する期間とする。

第 12 条 会長は、諮問の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなけ

ればならない。また、委員会は時期を逸しないよう審議・審査等をすみやかに行わなければならない。

(資産管理に関する項)

第 13 条 この法人の定款第 37 条の資産管理の方法は総務部で立案し、総会の決議を経て、財務部で行う。

(財務に関する項)

第 14 条 備品台帳には、購入価格 100,000 円以上のものを記載するものとする。

第 15 条 この法人の正会員が行動するための運賃、宿泊料など、旅費に関する経費の算定および支出は、役員の報酬等及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。

(表彰に関する項)

第 16 条 会員の表彰について、その種類や基準等については表彰規程に定める。

(慶弔に関する項)

第 17 条 この法人の慶弔に関しては、次による。

- (1) 会員又はその配偶者が死亡した場合、弔慰金にて表意する。
- (2) 会長が認めた場合、弔・祝電など適切な慶弔行為ができる。
- (3) 本項は、会員又は家族などの通知により、適用するものとする。

(細則の改廃に関する項)

第 18 条 この細則の変更は、理事会の決議を経て、総会で承認を受けることとする。

附則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会分掌規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の局・部・委員会の業務分掌については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 事務局長は以下を統括する。

1) 総務部

- ① 定款・定款細則及び諸規程の運用に関する事
- ② 本会の登記に関する事
- ③ 公文書・報告書などの発送・受領及び管理に関する事
- ④ 本会及び関係業種の刊行物の管理に関する事
- ⑤ 総会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関する事
- ⑥ 理事会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関する事
- ⑦ 奈良県への活動報告に関する事
- ⑧ 事務所及び資産の管理に関する事
- ⑨ 活動記録・資料の管理に関する事
- ⑩ 慶弔に関する事
- ⑪ その他

2) 会員管理部

- ① 会員管理に関する事
- ② 会員・役員の名簿の作成・保管に関する事
- ③ 連絡網の管理・運営に関する事
- ④ その他

3) 財務部

- ① 予算・決算に関する事
- ② 会費徴収に関する事
- ③ 事業支出・事業収入に関する事
- ④ 流動資産の管理に関する事
- ⑤ 什器備品の管理に関する事
- ⑥ 固定資産の管理に関する事
- ⑦ その他

4) 福利厚生部

- ① 相互扶助事業に関する事
- ② 傷害保険に関する事
- ③ その他

3. 学術局長は以下を統括する。

1) 研修部

- ① 学術研修会の企画・運営に関すること
 - ② その他
- 2) 生涯学習部
- ① 公益社団法人日本理学療法士協会生涯学習システムに関すること
 - ② その他
- 3) 学術誌部
- ① 学術誌の企画・編集及び発行に関すること
 - ② その他
4. 社会局長は以下を統括する。
- 1) 医療保険部
- ① 医療保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関すること
 - ② その他
- 2) 介護保険部
- ① 介護保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関すること
 - ② その他
- 3) 社会福祉部
- ① 社会福祉制度に関する情報収集及び会員への情報提供に関すること
 - ② その他
- 4) 理学療法啓発部
- ① 理学療法の啓発に関すること
 - ② 理学療法週間関連事業の企画・運営に関すること
 - ③ その他
5. 広報局長は以下を統括する。
- 1) 会誌部
- ① 会誌の企画・編集及び発行に関すること
 - ② その他
- 2) ニュース編集部
- ① ニュースの企画・編集及び発行に関すること
 - ② その他
- 3) ホームページ管理部
- ① ホームページの作成・更新及び維持管理に関すること
 - ② その他
6. 委員会は、それぞれ以下の事業を分掌する。
- 1) 選挙管理委員会
- ① 理事・監事の選出に関すること
 - ② その他

2) 奈良県理学療法士学会準備委員会

- ① 奈良県理学療法士学会の企画・運営に関する事
- ② 表彰規程に基づいた審議と表彰審査委員会への推薦に関する事
- ③ その他

3) 公開講座準備委員会

- ① 公開講座の企画・運営に関する事
- ② その他

4) 表彰審査委員会

- ① 表彰審査に関する事
- ② 表彰式の企画・運営に関する事
- ③ その他

5) 新人研修委員会

- ① 新人研修システムの企画・運営に関する事
- ② その他

6) 専門領域勉強会管理委員会

- ① 専門領域勉強会の管理に関する事
- ② その他

7) ブロック活動推進委員会

- ① ブロック活動に関する事
- ② 地区別症例検討会の企画・運営に関する事
- ③ その他

8) 理学療法士講習会準備委員会

- ① 理学療法士講習会の企画・運営に関する事
- ② その他

9) 公益法人化推進委員会

- ① 公益社団法人への移行に関する事
- ② その他

7. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会会計規程

1. 総則

- 1) 公益社団法人奈良県理学療法士協会の会計に関する事項は定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。
- 2) 会計処理の原則、及び手続きは平成 20 年公益法人会計基準を準拠することとする。
- 3) 収入・支出は予算に基づいて行なわれ、総会の承認を得て、これを執行する。
- 4) 事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 5) 収支予算書は当該年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該年度中において、これを変更することはできる。
- 6) 収入とは会費、事業収入、寄付金、資産から生じる収入及び他の収入をいう。
- 7) 支出は業務遂行上必要な経費をいう。
- 8) 予測しがたい予算の不足に当てるため予備費を設けなければならない。

2. 予算

- 1) 予算は各部の事業計画案に従い立案し、調整及び編成は理事会において行う。
- 2) 会長は予算案を理事会の承認を経て総会に提出しなければならない。
- 3) 予算は、定款の定める目的以外にこれを使用することができない。

3. 決算

- 1) 収支計算書は毎会計年度終了後に作成して総会の承認を得なければならない。
- 2) 決算は予算と同一区分により作成し、且つこれに下記の事項を明らかにしなければならない。
 - ① 収支計算書
 - ② 正味財産増減計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産目録
 - ⑤ 附属明細書

4. 金銭出納

- 1) 金銭の出納・保管においては出納責任者をおくものとする。
- 2) 金融機関との取引を開始、または廃止する時は会長の承認を得なければならない。
- 3) 出納責任者は日々の現金支払いにあてるため手許現金をおくことができる。
- 4) 下記の経費は概算払いをすることができる。
 - ① 旅費交通費
 - ② 前渡し金
 - ③ 支出をしなければ調達困難な物件の購入費

5. 固定資産

この規程において、固定資産とは法人が有する資産のうち流動資産以外の資産で、次に掲げるものをいう。

- ① 基本財産
基本財産として定めた有価証券、定期預金等
- ② 特定資産
記念事業積立資産

事務所開設・運営積立資産

備品購入引当資産

③その他の固定資産

什器備品等

6. 勘定科目

収支計算書における勘定科目は別に定める。

7. 会計帳簿

会計帳簿として次にあげるものを備えなければならない。

①主要簿

仕訳帳

総勘定元帳

②補助簿

現金出納帳

預金出納帳

収支予算の管理に必要な帳簿

固定資産台帳

基本財産明細帳

会費明細帳

指定正味財産明細帳

③備品は、備品台帳に登録しなければならない。

8. 書類の保存

1) 公益法人の財務諸表、会計帳簿、収支予算書、収支計算書は、最低5年間保存するものとする。

2) 保存期間終了後に会計関係書類を処分する時は理事会に承認を得なければならない。

9. 附則

1) この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会総会議事運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の総会の議事運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 議事運営

- 1) 総務部は総会を円滑且つ公正に運営する。
- 2) 総務部は、議長より指示された議事運営に関することを補佐する。
- 3) 総務部は、会議中の会員の入退室を管理しなければならない。

3. 進行

- 1) 議長決定までの進行は会長が指名したものが当たる。
- 2) 議長解任後の進行は会長が指名したものが当たる。

4. 議長の選出

- 1) 議長は正議長1名とする。
- 2) 選出方法は正会員より立候補を募り、承認を得る。立候補者が多数の場合は挙手による多数決により選出する。立候補者がいないときは、理事会で推薦し、承認を得る。

5. 議長

- 1) 議長は、議事の整理や会議の統括を行い、議場の秩序を保持するものとする。
- 2) 議長は、指示に従わない者を発言停止や議場退席させることができる。
- 3) 議長は総会の承認を得て、議事を記録するために2名の書記を任命するものとする。
- 4) 議長は、討論の前に質疑を行わなければならない。討論は反対者、賛成者の順で交互に発言させるようにつとめなければならない。
- 5) 議長は、総会終了後、速やかに書記を解任するものとする。

6. 定足数

- 1) 進行者は出席者が定足数に達したとき、総会の成立を宣言する。
- 2) 委任状を提出したものは出席したものとみなす。

7. 委任状

委任状の締め切りは、総会開始前までとする。

8. 討議

- 1) 討議には質疑と討論があり、最初に質疑をしなければならない。
- 2) 発言者は議長の許可を得なければならない。
- 3) 発言者は発言に先立ち、所属と氏名を述べなければならない。

9. 採決

- 1) 採決を行うときは、議長はその議決をしようとする議案の内容と採決方法を明確に告げ、採決を行う。その際、条件をつけることはできない。
- 2) 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より先に採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

3) 採決は次の方法の一つとする。

(1) 拍手 (2) 挙手 (3) 起立 (4) 無記名投票 (5) 記名投票

4) 総会の議事は、定款で別に定められた場合を除き、出席構成員の過半数同意をもって決し、可否同数の場合、議長の決するところによる。

5) 出席構成員とは、本人出席会員である。ただし、議長は除く。

6) あらかじめ通知されていない議案については、委任状は表決の対象とならない。よって、採決時の出席構成員は本人出席会員のみである。

7) 採決を挙手及び起立で行う場合、最初に出席者を数えてから、賛成の決をとり、可否を決定する。

8) 採決を行った場合、議長はその結果を宣言しなければならない。

10. 選挙

選挙役員については、別に定めるところによる。

11. 附則

1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会選挙規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の選挙については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 目的

定款第 23 条に基づき、役員立候補に関する事項をこの規程に定める。

3. 選挙管理委員

- 1) 選挙管理委員は、総会において正会員の中よりこれを 3 名選出する。定員を超えた場合には、抽選により決定する。理事は選挙管理委員を兼ねることができない。
- 2) 選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成し、当該選挙に伴う一切の責任を負う。
- 3) 選挙管理委員の互選により、選挙管理委員長 1 名を選出する。
- 4) 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統轄し、選挙管理委員に欠員が生じた場合にはこれを正会員の中から選任し、補充する。
- 5) 選挙管理委員が当該の選挙に立候補し、又は推薦者になろうとするときは、選挙管理委員を辞任する。
- 6) 選挙管理委員の任期は、2 年とする。

4. 選挙の公示

選挙管理委員会は、投票日の 60 日以前に選挙すべき役員の定員を公示し、立候補を受け付けなければならない。立候補届出の締切日は、投票日の 30 日以前とする（郵送による立候補届出の当日消印は有効とする）。

5. 立候補

理事及び監事の選挙は、正会員の自由意志、又は推薦により立候補できる。推薦の場合、3 名以上の推薦を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が文書をもって届出のものとする。

6. 選挙人

選挙人は、選挙が行われる日において、正会員として登録されている者とする。

7. 選挙の方法

- 1) 選挙は、無記名投票により行う。
- 2) 投票用紙は、選挙管理委員会が定める用紙を用い、定数を超過して投票したものは無効とする。
- 3) 投票場の開閉時間は、選挙管理委員会が公示する。
- 4) 有効投票は、投票総数の 3 分の 2 以上を必要とする。
- 5) 単記投票の場合は、有効投票の過半数に達したものにより当選を決め、過半数に達しない場合は、上位 2 名で決選投票を行う。
- 6) 得票が同数の場合は、抽選により当選者を決める。
- 7) 候補者が定数又はそれ以下の場合は、無投票当選とする。

8) 立候補者が定員に満たないときは、理事会において補充の候補者を推薦し、総会の承認を得る。

8. 選出の方法

役員の選出は、次により行う。

- 1) 理事は、定員内連記投票により選出する。
- 2) 監事は、定員内連記投票により選出する。

9. 選挙活動

候補者は、下記要項で宣伝を行うことができる。

- 1) 候補者、推薦者代表の氏名及び立候補の趣旨(400字以内)の告示のみとする。告示は、選挙管理委員より文書をもって通知する。
- 2) 候補者は、他の候補者の推薦をしてはならない。

10. 当選者の辞任又は辞退

当選者が当選の日から任期開始後60日以降に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、理事会に置いて補欠選挙の有無を決める。

11. 開票立会人

開票に際しては、立会人2名を置かなければならない。立会人は、各候補の推薦する者の中から、くじで定めた者を選挙管理委員会が選任する。

12. 投票管理者及び補助者

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票管理者ならびにその補助者を選任し、投票所毎に投票管理者1名、補助者若干名を配置する。
- 2) 投票管理者及び補助者は、当該投票所における投票に関する事務を担当する。

13. 投票立会人

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票立会人を選任し、投票所毎に2~5名を配置する。
- 2) 投票立会人は、常時2以上で当該投票所における投票の公正を期す。

14. 実施要項の制定と周知

上記各項の他、選挙の実施に関する要項については、選挙管理委員会がこれを定め、理事会の承認を得たのち、正会員にその内容を周知する。

15. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会表彰規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の表彰については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 主旨

本規程は、本会会員として公益社団法人奈良県理学療法士協会活動・学術活動、理学療法、その他の領域において多大な功績のあった者を、奈良県理学療法士協会 特別賞（以下 特別賞）、奈良県理学療法士協会 学術奨励賞（以下 学術奨励賞）、奈良県理学療法士協会 功労賞（以下 功労賞）、の名において表彰する。

3. 表彰審査委員会

定款細則 10 条により表彰審査委員会を設置する。

4. 表彰者の選定と決定

表彰者の選定は、表彰審査委員会の議を経て行い、理事会において決定する。

5. 表彰の方法と公表

表彰は表彰状及び副賞を総会・奈良県理学療法士学会・式典・その他の場で授与し、ニュース・その他に掲載することをもって公表する。

6. 推薦基準

1) 特別賞

推薦基準その他については、「特別賞申し合わせ事項」として別に定める。

2) 学術奨励賞

推薦基準その他については、「学術奨励賞申し合わせ事項」として別に定める。

3) 功労賞

推薦基準その他については、「功労賞申し合わせ事項」として別に定める。

7. 制度の運用

表彰制度の運用主体は表彰審査委員会であり、推薦方法及び選定・授与・公表・その他の表彰に関する事項について、本委員会が関係専門部及び関係委員会と連絡・協議して行うものとする。

8. 附則

1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会名誉会員規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の名誉会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 資格

名誉会員は定款第6条第1項3号の規程に基づき定める。

3. 選任基準

名誉会員の推薦

①名誉会員の推薦は多年にわたり本会に在籍し、理学療法の進歩と発展に顕著な功績が認められた65歳以上の正会員の中から定款第6条第1項3号の規程に基づき理事会で推薦をうけ、総会で承認を得たものとする。

②本会の充実と発展のために多大の貢献が認められた学識経験者等を定款第6条第1項3号規程に基づき理事会で推薦をうけ、総会で承認を得たものとする。

4. 待遇

名誉会員に対する待遇

①名誉会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

②名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

③名誉会員は、本会が主催する学会・研修会・懇親会などすべての行事及び本会刊行物などを無料とする。

④名誉会員は、本人の申し出及び著しく本会の名誉を損なわない限り、会員の資格を失わない。

5. 附則

1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会賛助会員規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の賛助会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 賛助会員の資格

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款第6条に定める賛助者をもって賛助会員とする。

3. 本会と賛助会員の関係

- 1) 本会は賛助会員に対し常に接し相互の発展に寄与できるよう会員にその事業概要を周知させ協力する。
- 2) 本会と賛助会員は相互に密接な連携をとり理学療法の普及と進歩に寄与する。

4. 賛助会員の会費

- 1) 会費は年額 20,000 円とする。
- 2) 会費の納入は原則として、その年度の 12 月末日までとする。
尚、年度途中の入会においてもその年度の全額の会費を納入する。
- 3) 本会は納入された賛助会費を予算に計上する。
- 4) 正当な理由なくして会費を 1 年以上納入しないときは退会したものとみなされる。

5. 賛助会員に対する優遇

- 1) リハビリテーション医療に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等について本会の協力を持つことができる。
- 2) リハビリテーション医療に関する研究開発、改良並びに情報収集等について発表の機会を持つことができる。
- 3) 本会の主催する会合、研修会等で展示設備のある場合に商品展示することができる。
その費用は賛助会員負担とする。
- 4) 会員と同様に本会発行刊行物等を送付する。

6. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 3) この規程は平成 31 年 5 月 1 日一部改正し施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会事務所運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の事務所の管理・運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 管理運営

事務所の管理・運営は総務部で行う。

3. 事務所の使用手続

- 1) 会員は本会事業運営に関わる会議等のため、事務所を使用することができる。
- 2) 事務所の使用にあたっては役員又は部長・委員長が使用責任者になるものとする。
- 3) 事務所使用の申し込みは本会役員メーリングリスト上で行い、事務局長が許可をする。
- 4) 鍵の受け渡し調整等は責任者が行うものとする。
- 5) 事務所使用にあたっては、その日時、目的、使用後の状況など必要事項を責任者が「事務所使用記録」に記載することとする。

4. 注意事項

- 1) 事務所内は禁煙とする。
- 2) ゴミは必ず使用者が持ち帰るものとする。
- 3) 事務所使用に際しては近隣住民の迷惑とならないようにする。
- 4) 事務所使用後は清掃し、元の状態に戻しておく。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 役員に対する報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県理学療法士協会(以下「本会」という。)
定款第29条の規程に基づき、役員報酬等の支給及び費用の支払いに関し必要な事項を定めることを目的とし、法令の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次にあげる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、役員に支給される報酬、その他の職務の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は役員に対して、会議等への出席に係る対価として、報酬等を支給することができる。

- 2 役員報酬等の額は、別表1に掲げるとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員報酬は、会議等の開催日に応じ、各年度の4月から9月開催の会議等については9月末、10月から3月開催の会議等については3月末に支給する。

- 2 役員報酬は、受給者が予め指定した銀行口座に振り込む方法により支給する。

(費用)

第5条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

別表 1

会議区分 役職名	総会	理事会	役員会	外部会務
会長	7,000円	7,000円	7,000円	5,000円
理事・監事	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円

*出席の都度、上記金額とする。

*外部会務とは、近畿ブロック会議、日本理学療法士協会会議、他団体会議等をさす。

*外部会務に会議費等が支給される場合は上記金額との差額を支給する。

附則 この規程は令和3年4月1日より施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 会費規程

1. 目的

定款第8条に基づき、会員の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 会費

(1) この法人の正会員の会費は、年額 10,000 円とする。

(2) この法人の賛助会員の会費は、年額 20,000 円とする。

(3) この法人の名誉会員の会費は、免除する。

3. 会費の用途

会費は、毎事業年度における合計額の 50%以上を、当該年度の公益目的事業に使用する。

4. 納入期限

会費納入期限は、原則として、毎年 5 月 31 日とする。

5. 附則

1) この規程を改廃する場合は、総会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県理学療法士協会（以下「この法人」という。）の特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法施行規則」という。)第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。
- (2) 特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
- (3) 特定費用準備資金等 上記(1)及び(2)を総称する。

(原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(特定費用準備資金の保有)

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額

及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

(特定資産取得・改良資金の保有)

第7条 この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第8条 この法人が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、会長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。
- (2) その資金の目的である資産取得等に必要最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)

第9条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外を取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

第4章 公表及び経理処理

(特定費用準備資金等の公表)

第10条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要最低額及びその算定根拠を、定款第38条第1項による事務所における書類の備置き及び同条第2項による閲覧を行う。

(特定費用準備資金等の経理処理)

- 第11条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。
- 2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

第5章 雑則

(法令等の読替え)

第12条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細 則)

第14条 この規程の実施に必要な細則は、会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年2月14日より施行する。(平成28年2月13日理事会議決)

公益社団法人奈良県理学療法士協会 申し合わせ事項

県学会申し合わせ事項

本会定款第3条（目的）第4条（事業）」にもとづき、奈良県理学療法士学会を年1回開催する。

1. 学会準備委員会

- 1) 本事業をおこなうため、本会定款細則5条により奈良県学会準備委員会を置く。
- 2) 学会長は学会開催の前年度において、学術局長が推薦し理事会で承認する。
- 3) 会長は学会長を委嘱状により委嘱する。
- 4) 学会長は準備委員長を指名し、理事会に報告する。
- 5) 学会長は準備委員長および準備委員を、委嘱状により委嘱する。
- 6) 学会の準備・運営は、学会長・準備委員長をはじめとする奈良県学会準備委員会が担当する。
- 7) 学会準備委員会には学術局長・学術局員も参加でき、意見を述べることができる
- 8) 当該年度の準備委員会は学会終了後、次年度の準備委員会に対して、準備・運営に関する意見・申し送り事項を伝達する。
- 9) 奈良県学会の長期方針の検討や、助言・援助については学術局が担当する。

2. 表彰

- 1) 学会長は、当該年度の学会において優れた発表をした者に対して、学会長賞、新人賞として、学会長名で表彰することができる。
- 2) 審査は学会長、準備委員長、その他の合議制とするが、査読結果や複数の審査委員を設けるなど、可能な限り公平性を担保することが望ましい。
- 3) 各賞の基準は以下のとおりとする。
 - ①学会長賞：すぐれた研究発表であると判断できる者。
 - ②新人賞：卒後3年以内の対象者で、すぐれた発表を行ったと判断できる者。

特別賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として学術的活動を通して、理学療法およびその関連領域において多大な貢献のあった者を、特別賞の名において会員表彰する。

2. 名目

特別賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は公募にて行う。
- 2) 推薦者は日本理学療法士協会在籍5年以上の本会会員3名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。
- 3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

学術奨励賞 会長賞の基準を満たし、かつ本会入会後に修めた学術業績に対して協会等から表彰を受けた者、あるいはその学術的活動を通して理学療法およびその関連領域の発展に多大な貢献があったと判断される者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

学術奨励賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員の学術的資質向上を奨励する目的で設けるものとする。

2. 名目

奈良県理学療法士協会 学術奨励賞（以下 学術奨励賞）を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は、会長・学術局長・その他による合議制および公募により行う。ただし、公募の場合自薦他薦は問わないが、推薦者は2名以上とする（自薦の場合においても本人を含め2名以上とする）。
- 2) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

学術奨励賞 : 本会在籍期間5年程度以上の会員を対象とし、全国規模以上の学会における筆頭演者としての発表を1ポイント、学術雑誌等への筆頭報告による論文発表を3ポイントとしたポイント（以下P）制で、過去5年以内に3P以上の業績を修めた者（ただし、教育・研究施設会員においては7ポイント以上の業績を修めた者）。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

功労賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として奈良県理学療法士協会活動において多大な功績のあった者を、功労賞の名において会員表彰する。

2. 名目

功労賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

1) 推薦は公募にて行う。

2) 推薦者は会員2名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。

3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

1) 功労賞の表彰対象は、表彰当日現在50歳以上の会員であり、物故者も含む。

2) 原則として奈良県理学療法士協会に通算20年以上在籍している者。

3) 本会活動に貢献し、他の会員の模範であると認められる者。

4) 原則として将来も継続してその業務を遂行する者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

専門領域委員会申し合わせ事項

1. 目的

(公社)奈良県理学療法士協会(奈良士協会)会員が中心になって勉強会活動を定期的に行うことにより、参加者間の情報交換や学術的知識・技術の向上を図る。

2. 奈良県理学療法士協会専門領域委員会(委員会)

1) 委員

委員は奈良士協会会員とし、若干名の委員で委員会を構成する。

2) 委員会の役割

- ①奈良県理学療法士協会専門領域勉強会（勉強会）の登録審査
- ②勉強会の活動内容の確認
- ③勉強会活動の支援：公文書発行手続き、会場の紹介など
- ④勉強会運営上の課題の検討

3. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会（勉強会）

1) 名称

各勉強会は「奈良県理学療法士協会専門領域勉強会〇〇勉強会」と称する。

2) 活動

各勉強会は、それぞれの目的に基づいて活動を行う。活動の形式、頻度、時間などは各勉強会の裁量に任される。可能であれば、勉強会会員以外の理学療法士等を対象とした勉強会（研修会）を年1回以上開催することが望ましい。

3) 登録

各勉強会は、奈良県理学療法士協会専門領域委員会（委員会）に登録する。

4) 報告

各勉強会は、年度末に以下の報告書を提出する。

- ①年間の活動報告
- ②年度末時点でのメンバーの名簿

4. 勉強会の登録と変更

1) 登録の流れ

登録申請書を委員会に提出⇒委員会にて検討・登録決定⇒委員会より理事会に報告

2) 登録基準

- ①勉強会メンバーは最低2名（代表者、副代表者）以上とする。
- ②勉強会メンバーの半数以上が奈良士協会員であることが望ましい。
- ③営利目的の勉強会でないこと

3) 変更届

登録内容に変更が生じた場合は、変更届を委員会に提出する

5. 研修会開催の手続き

概要について下記に示し、詳細については別途定める。

1) 勉強会単独で実施する場合

勉強会の裁量で行い、奈良士協会は関与しない。

2) 勉強会主催の研修会を奈良士協会が後援する場合

- ①事前に計画書を委員会へ提出し、奈良士協会へ後援を依頼する。
- ②事前に勉強会会員以外にも奈良士協会ホームページにより広報する。文書による広報は問わない。
- ③委員会へ報告書を提出する。
- ④奈良士協会は、勉強会に対して金銭的な援助はしない。

3) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する場合

- ①日本理学療法士協会（日本士協会）の履修ポイント取得が可能な研修会とする。
- ②奈良士協会の予算案作成までに委員会へ年度計画を提出する。
- ③事前に計画書を委員会へ提出し、日本士協会へ研修会の登録をする。
- ④事前に勉強会会員以外にも、奈良士協会ホームページおよび文書（士協会ニュース等）により広報する。
- ⑤日本士協会へ受講者および講師のポイント申請を行い、委員会へ報告書を提出する。
- ⑥奈良士協会は、勉強会に一定額の負担金を負う。
- ⑦講師料及び受講費は奈良士協会の規定に従う。

6. 予算

- 1) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する時、奈良士協会は一定額を負担する。この時の会費、講師料は、研修部主催の研修会の会費に準じて委員会にて指定する。なお、奈良士協会の負担金は理事会の議を経て決定される。
- 2) 勉強会個別の活動および奈良士協会後援で開催される研修会に必要な経費の負担は基本的に行わない。各勉強会から要望が出た場合、その都度委員会にて検討する。

7. 勉強会の広報

- 1) 委員会は各勉強会を士協会ニュース、奈良士協会ホームページを通じて勉強会会員以外にも広報する。
- 2) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する場合は、奈良士協会ホームページおよび士協会ニュースまたは文書により勉強会会員以外にも案内する。

8. 勉強会に関わる履修ポイントの扱いについて

勉強会における履修ポイントは専門理学療法士制度（第6、7報）に従って対応する

ブロック活動申し合わせ事項

1. 目的

公益社団法人奈良県理学療法士協会を地域により分割することにより、より狭い地域連絡、連携の強化を図りながら会員同士の交流を深め、全県規模では対応が難しいきめ細かな活動を行うことを目的とする。

2. ブロックの分割

北和ブロック：奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡

中和ブロック：大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡

南和ブロック：桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、宇陀市、五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡

3. ブロックの活動

ブロック活動の目的を達成するため、各ブロックでは次の活動を行う。

- 1) ブロック別新人症例検討会の開催
- 2) ブロック内での情報の収集、提供
- 3) ブロック内での学術的研修活動
- 4) ブロック内の会員の親睦を深めるための福利厚生活動

ブロックの活動は、奈良県理学療法士協会に不利益とならない範囲で自主性に任されることが望ましい。

4. ブロックの運営

各ブロックの運営は、ブロック世話人を中心に行う。

ブロック世話人：ブロック毎に互選により3～5名の世話人を選出する。

世話人は、異なる施設から選ばれること、病院勤務の会員に限らず、介護保険分野、教育分野など、各方面から広く選ばれることが望ましい。また、状況に応じて他のブロックの世話人となる事も可能とする。

ブロック代表世話人：ブロック世話人の中から互選によりブロック代表世話人を選出する。

ブロック代表世話人は、ブロック世話人と協議の上、年間計画を作成し、基本的に年間計画に従い活動を実行する。

5. 奈良県理学療法士協会ブロック活動推進委員会（委員会）

1) 委員

ブロック世話人など若干名の奈良県理学療法士協会会員により委員会を構成する。

2) 委員会の役割

- (1) ブロック間の連絡、調整
- (2) ブロック活動に関する懸案の検討
- (3) 各ブロック予算の取りまとめ

6. 予算

ブロック毎に年間計画に基づき年間予算を立案し、委員会に提出する。委員会では提出された予算を取りまとめ、委員会の予算として奈良県理学療法士協会に提出する。

奈良県理学療法士協会 指定事業について

奈良県理学療法士協会では、下記の事業に運営スタッフとして参加して頂いた方を、地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度の士会指定事業参加者として認定いたします。地域包括ケアの事をたくさんの会員の皆様に関心を持って頂き、ぜひリーダーとしてご活躍頂きたいと考えています(推進リーダー制度に関しては、日本理学療法士協会 HP をご参照ください)。

また、新人教育プログラムを終了していない会員には、同様の手続で『理学療法の臨床、C-7 士会活動・社会貢献』の 1 単位を認定します(但し、他の読み替え単位との重複は認められません)。

1. 奈良県理学療法士協会 指定事業について

1) 以下の事業の運営スタッフ(当日協力スタッフを含む)

① 奈良県学会、② 公開講座、③ スポーツメディカルサポート、④ 3 団体訪問リハビリ実務者研修、⑤ 専門領域勉強会(本会共催分のみ)、⑥ 新人研修、⑦ なら介護の日、⑧ 地域包括ケア・介護予防推進リーダー研修会、⑨ 奈良県士協会主催の研修・講習会(新人教育プログラム、理学療法講習会等)、⑩ 奈良糖尿病デー、⑪ その他、理事会の認めた事業

2) 以下の事業の参加者

① 地域ケア会議参加者(日時、場所、内容を所属長のサイン・確認の上、申告)
② 介護予防事業参加者(日時、場所、内容を所属長のサイン・確認の上、申告)
③ その他、理事会が認めた事業

2. 申請方法

1) 証明書の作成

・事業運営スタッフの場合

士協会指定事業運営スタッフ証明書をダウンロード(奈良県士協会ホームページにて)、印刷して持参し、事業代表者から事業当日に証明を受けてください。

・地域ケア会議・介護予防事業等の参加者の場合

地域ケア会議・介護予防事業参加証明書をダウンロード(奈良県士協会ホームページにて)し、所属長から証明を受けてください。

2) 証明書の提出先

証明書を下記の住所に郵送するか、PDF にして下記のアドレスまでお送りください。

〒639-2273 奈良県御所市大字池之内 1064

医療法人 鴻池会 介護老人保健施設 鴻池荘 堀田 修秀

E-mail: horita.pt@gmail.com